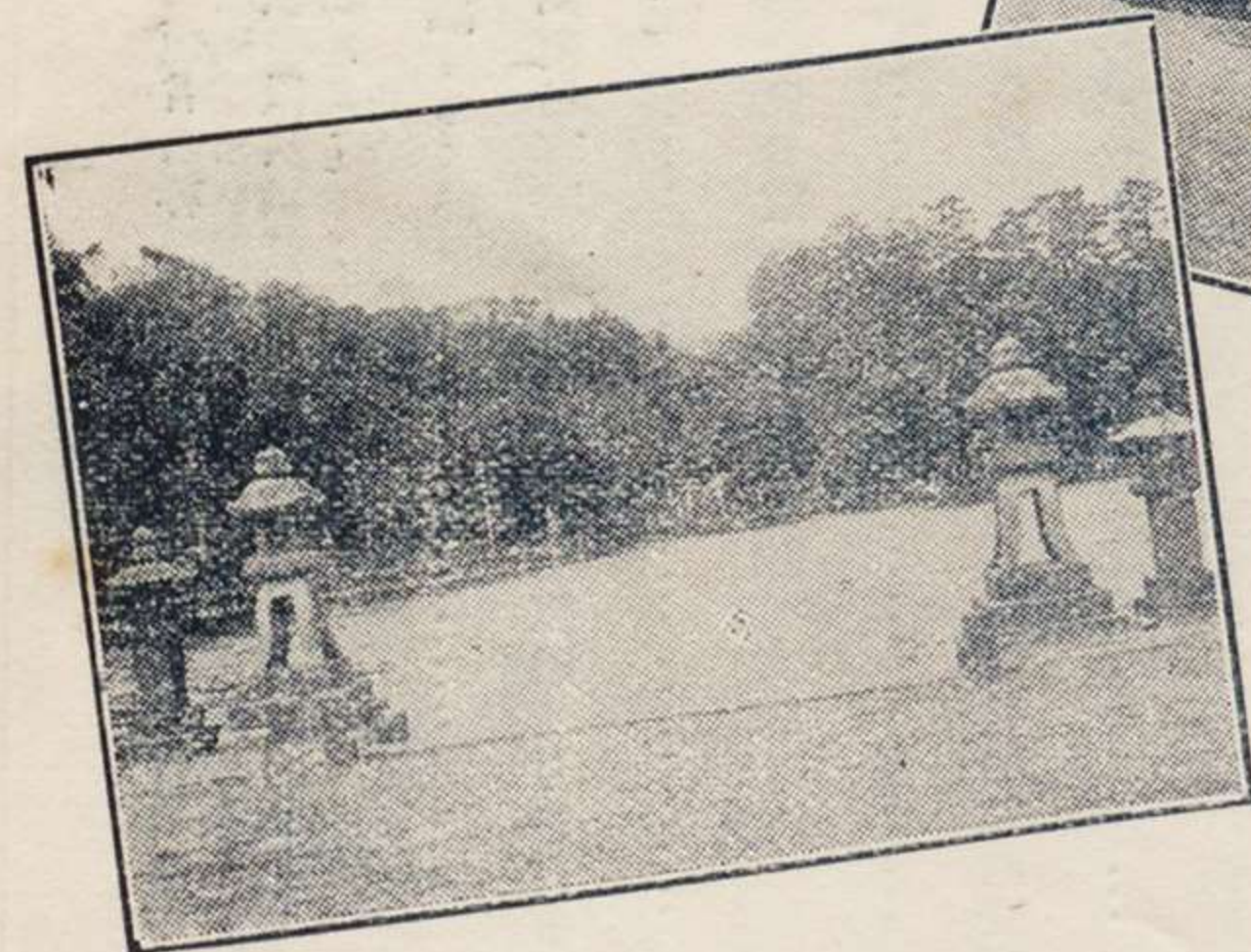
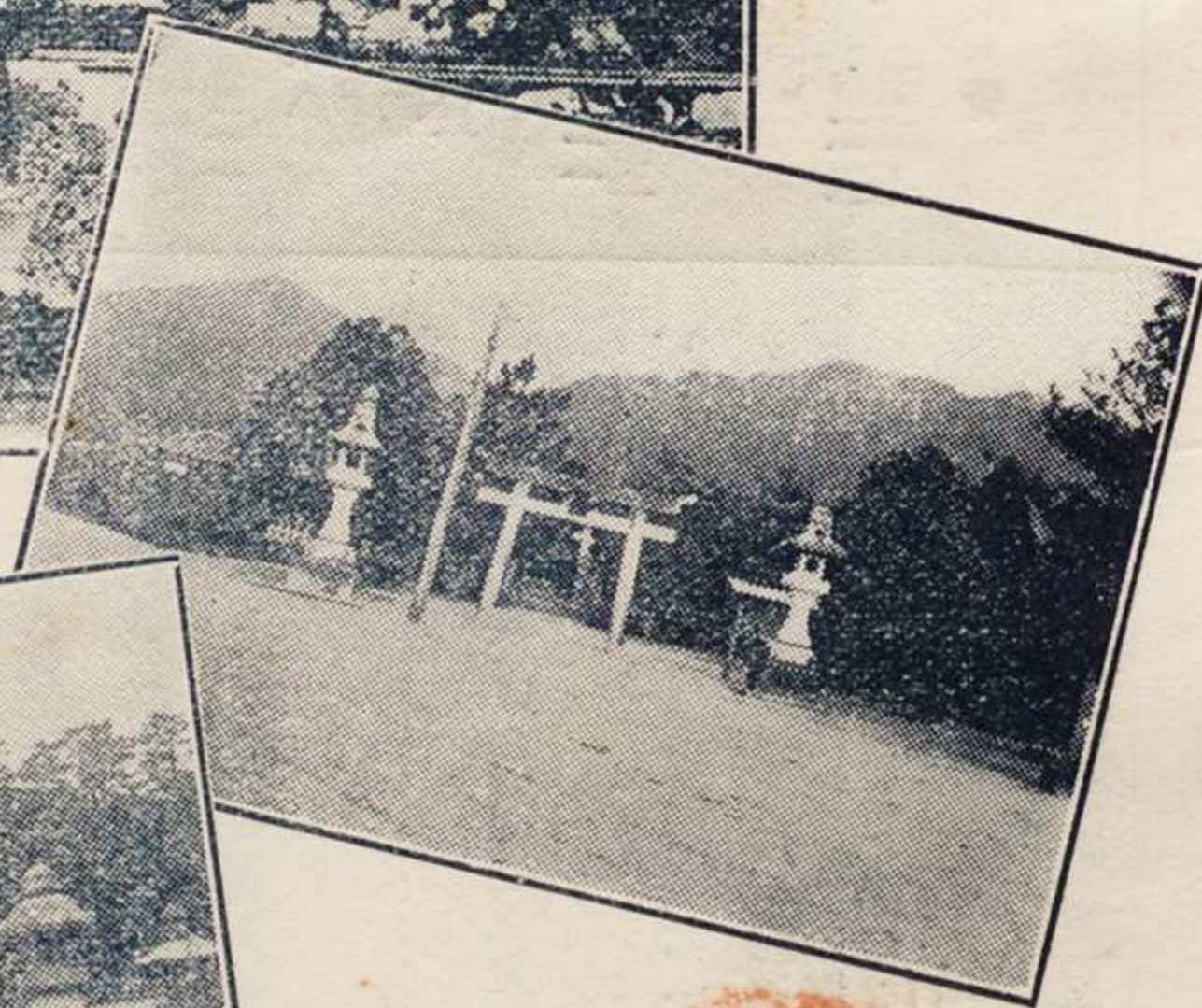
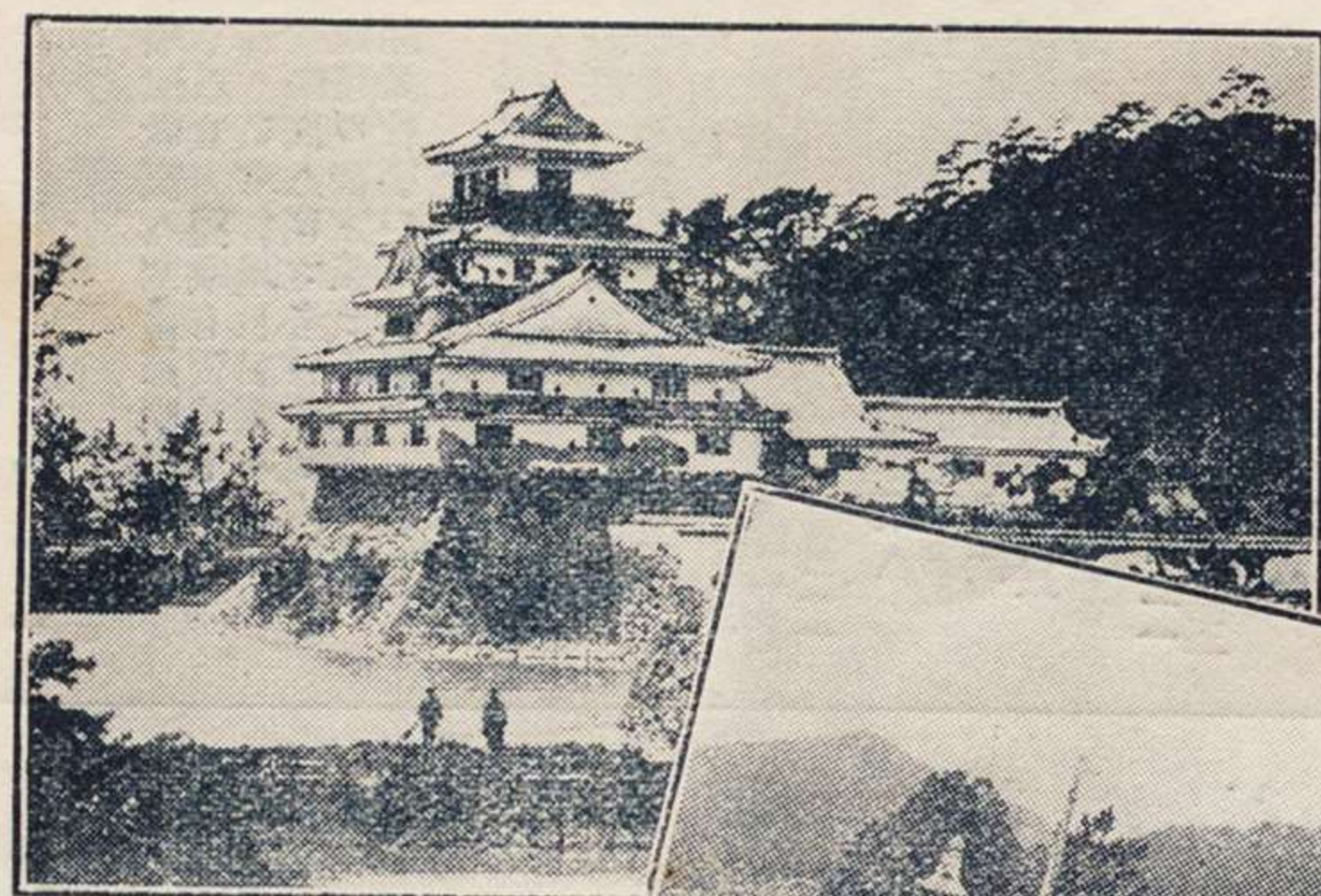


報月萩

號六第



號月九年三和昭

行發町萩縣口山

目次

庶般行政

至三一

學事

至一四

産業

至一七

財政經濟

至二一

軍事

至二三

通

延期出願者△幹部候補生入營届出△入營延期中學
採用△昭和三年度陸軍簡閱點呼△軍隊慰問△昭和
年度秋徴兵抽籤結果成績表△一戸より五人以上の
服役者を出したる戸數

至二七

衛生

△秋郵便局事務取扱状況△秋郵便局八月中行事
△傳染病患者數△死亡者埋火葬男女別

至二八

人事

△戸籍と身分關係(其の五)△秋町人口動態△受刑者

至二九

社會

△山口縣社會事業協會方面委員の委解囑△秋町社會
課への希望

至三一

講演

△秋町に於ける高橋廣治先生の養鶏に關する講話筆
記(其の一)

至三二

雜事

△陪審制度の話△長崎縣伊木力温州蜜柑の優良系統
撰拔に關する調査成績の概要△埃及に於ける竹製品
の需要状況△温泉の効能(その二)△秋附近天氣豫知
法の例言△女手で稼ぎ上げる副業年産額七萬餘圓△
感謝△秋町日誌

至三八

庶般行政

◎萩町の宣傳

(一) 峽谷美で鳴る長門峽

大正十一年内務省より名勝として指定されたる長門峽は今や採勝界の寵兒である本峽は蓋し眞に天下の
絶景日本山水の王者と唱へられ而も畫聖雪舟の隱棲地として遠く大内時代より喧傳せられ既に四百年間
の興趣ある歴史を持つて居る其の後毛利氏に至り軍略上此の地の交通を杜絶すること凡そ三百年偶ま近
年之を開發して天下に紹介せらるゝに至つた山水若し靈あらば必ずや其の知己に感泣するであらう
長門峽は阿武郡の中郡約三里に亘る流水の間で石英班岩より成れる溪谷美である兩岸の峭壁峻峰河床の
奇岩及び水蝕の現象河流の淵潭急流瀑布等相俟つて美觀を呈して居る蓋し本邦に於て同岩より成る標式
的の峽谷岩奇中斯の如く連續して各種萬態の變化ある地貌を呈し風景を成すは其の類例を見ないのであ
る其の奇怪勇渾壯美の境は到底筆舌彩具を以て盡し得べくもない尙ほ峽内には温泉あり旅館の設備もあ
る

長門峽の四季の眺めとして春は水涯到る處山櫻紫藤花躑躅なみ満開し夏は香魚川瀬に躍り鶯、杜鵑、瑠

璃鳥、河鹿の啼き聲相和するあり秋は満山の楓樹と樹々の葉色紅殊に美しく冬の雪景中に戯れる鴛鴦の群は一層の見物である其の他四季を通じて野猿が樹間を飛び走る有様等實に天下の佳境である

峽の探勝順路は二つある第一線は山口線鐵道長門峽驛より入りて萩に出づるもの第二線は萩町より阿武川を上りて長門峽の流れに遡行するものである而して長門峽を経て萩町に達する爲には峽内渦ヶ原より自動車便あり右岸の福川村を経萩町まで自動車で二時間又阿武川下りは長門峽探勝の途次是非試むべきもので之れ亦渦ヶ原より左岸の川上村高瀬まで自動車で二十分同所より川舟に依りて萩に下る此の延長四里舟行三時間を要す長門峽探勝後の疲れを扁舟に托し風光明媚の兩岸に棹して平家の遺跡傳説等を語りつゝ流れを下るも亦爽快のものである

(二) 史蹟で誇る萩町

聴くからに優艶な感じと柔かい憧れを起させる萩町は其の名に背かぬ幽雅な風景と史蹟に富んで居る萩は毛利氏三十六萬石の城下で後ろには翠色滴る連峰を回らし北は日本海に面して西北に青海島南に秋芳洞の奇勝がある萩城は元吉見氏の別墅であつたが慶長九年毛利輝元卿此の地に築城の工を起し同十三年竣工詰丸を指月山頂に置き本丸二の丸三の丸は其の南山麓にあり本丸天主閣は五重の樓閣を成し大藩の城下として士庶集り町坊成り遂に關西屈指の大都會を爲すに至つた後文久三年毛利敬親卿居を山口に移してより以來其の中樞を失ひ以て版籍奉還に及ぶまで明治四年本城閣を解除し只だ城濠壘壁のみ今尙ほ存在し昔を語つて居る

明治維新の際此の地から勤王の志士雲の如く輩出したことは天下に周知されて居るが今史蹟の主なるも

のを挙げれば舊城趾、明倫館趾、南園趾、反射爐、大照院、東光寺の外木戸孝允、伊藤博文、山縣有朋桂太郎、品川彌次郎、野村靖、山田顯義、前原一誠、高杉晋作、久阪義助等の生田地及び舊家宅其の他松陰神社、松下村塾の如きである現内閣總理大臣田中男爵及び久原遞信大臣も萩の出身であることは申す迄もない

殊に松下村塾は吉田松陰が子弟を教育した所で名聲夙に天下に著はれて居る其の塾舎は僅か疊十八枚半を敷ける陋屋であつて松陰が此所で親しく教授を施したのは安政三年七月より同年十二月再び入獄の時まで僅々二ヶ年半に過ぎない固より傳統的の防長精神に依るものとは云へ斯くして維新回天の鴻業を翼賛したのである隣地に松陰幽囚の室がある共に大正十二年内務省より史蹟として指定せられた人に無名の偉人ある如く地に無名の靈地がある萩は正に無名の靈地で風光絶佳天下稀有の勝地である殊に越ヶ濱明神の池及笠山は遊覽上乃至學術上の寶庫である畏くも 今上陛下東宮におはしまして大正十五年五月三十日行啓の光榮に浴したるもので池水は外海に流通して海魚群遊す山は石莖玄武岩より成り頂上に噴火口を存す山中に熱帯性植物及び寒帯性植物双生す山頂まで自動車の便あり山麓には所々に風穴が在つて盛夏の候冷氣を吐く又山中の橋は自生橋北限地として大正十五年内務省より天然記念物として指定せられたのである

(三) 脚氣病の治療に効果の著しい萩の夏蜜柑と

焼拔きで名高い萩の板蒲鉾

我國に於ける夏蜜柑の原祖は萩町の夫れである其の傳來を尋ぬるに今より百五十年前之を萩地内に試植

したるに始まり現今では萩の界限より毎年生産する高が二百五十萬貫其の價格三十五萬圓以上である本年も陸軍糧秣支廠より山東派遣軍銷夏の間食用として七千貫を送られた而して萩町は毎年度約三千圓の獎勵費を支出して蜜柑園の改良増進に努めて居る殊に萩の夏蜜柑は脚氣病の治療に著しき效顯がある云ふので近年非常に賣れ口が良くなり園主も一層肥培に意を用ひ兩三年内には現在の倍額以上を生産せむとする意氣込みである

萩の焼拔き蒲鉾は年間の生産高三十萬圓を越えて居る從來より原料の精選に力を注げると多年の經驗により其の技術に練達して居る爲遠隔の地に送り届くとも毫も腐敗の虞れなく殊に年末年始の贈答品として近時京阪九州地方よりの需用増加の盛況を呈して居る

(四) 城下育ちの氣分より近代的工業都市建設の氣分へ

萩は明治維新の策源地であることは廣く世間に知られて居る町の面積七方里余人口三萬二千一ヶ年の生産高は陸上より二百五十萬圓海上より二百五十萬圓總計五百萬圓以上である阿武川の下流である松本川及び橋本川は萩市街の東と西の平野の間を流れて如何にも萩の發展を促してゐる様である山陽本線より萩に達する交通路は小郡驛より十一里の間を自動車に依り或は厚狹驛より美禰線に乗り換へ萩驛まで四十三哩の間省線鐵道に依るを便利とす近時交通の便開くると共に萩の史蹟其の他を研究する爲年間十四五萬人の來遊者があるので町では特に案内の係員を常置して居る又萩港は昨年末を以て開港せられ朝鮮大連北海道線及北鮮東京間の定期船寄港地と爲り従つて滿鮮關門地方及び日本海沿岸並に瀬戸内海に於ける海上の取引上に至大の便益を得て居る加ふるに今後兩三年の後山陰鐵道本線が貫通することゝなれ

萩港灣の施設と相俟つて裏日本交通の衝点となるので目下の計畫としては萩町をして一面には山紫水明なる天然の遊覽都市となし史蹟名勝巡覽者の爲一層の利便を與へ他の一面には土地柄として水力其の他工業の原料に富み且つ廣漠たる平野を有する關係上舉町一致を以て近代的工業都市を建設することに努力して居り近頃萩の天地に活氣分を呈して來たのは時節柄悦はしき現象である

(昭和三年八月三十日大阪毎日新聞中國大觀山口縣の夏參看)

(畢り)

◎大禮奉祝唱歌歌詞

文部省に於て大禮奉祝唱歌歌詞を左の如く決定せ

一 三種の神器
天津日嗣の
わが大君の
かしこき今日の
祝へ
悠紀主基の田の
神饌とささげて
御代の初
うけつぎに
御位に
御きたまふ
大御即
皇新
仕
大御
典

三 神の御代より
古き御國の
日日に進みて
我が君が代の
祝へ
傳はれ
新
榮
大御
典
祝へ
祝へ
祝へ

◎明治節唱歌歌詞

文部省に於て懸賞募集せる明治節唱歌歌詞を審査の結果左の如く決定せり
一 亞細亞の東日出づる處
聖の君の現れまして

- 古き天地とさせる霧を
大御光に限なくはらひ
教あまねく道明らけく
治め給へる御代尊
二 惠の波は八洲に餘り
御稜威の風は海原越えて
神の依させる御業を弘め
民の榮行く力を展ばし
外つ國國の史にも著く
留め給へる御名畏
三 秋の空すみ菊の香高き
今日のよき日を皆ことほぎて
定めましける御憲を崇め
諭しましける詔勅を守り
代代木の森の代代長へに
仰ぎ奉らん大帝

◎地方饗饌有資格者に告ぐ

今秋大禮の御儀を執り行はせらるゝに際し地方饗

饗を賜はる有資格者は左記により手續相成たし

記

即位禮及大嘗祭後大饗第一日の儀の當日十一月十六日地方に於て饗饌を賜はせらるべき者の範圍左記の通決定相成りたるに付第一項乃至第十八項該當者にして當日本縣内に現在すべき者は陸海軍軍隊學校艦船に在る者を除き總て十月十日迄に各其の宿所、召さるべき資格並官、職、位、勳、功、級、氏名を書留郵便を以て本縣知事に届出てられたし

但十一月十六日迄に身上に關し異動を生したるときは其の都度速に其の旨届出を要す

範圍

- 一、高等官、同待遇
- 二、有爵者
- 三、從六位以上の有位者
- 四、勳六等功六級以上の帶勳者
- 五、褒賞受領者
- 六、神佛各宗派管長
- 七、門跡寺院住職

備考

- 一、第十六項「在職判任官二等以上同待遇」中には官等の配當なきものと雖本條八十五圓以上の俸給を受くるものは包含す
- 二、未成年者は之を除く

服裝

- 一、男子は大禮服、正裝、通常禮服（燕尾服、黒高帽）、禮裝 通常服（フロックコート） 通常禮裝
- 一、女子は中禮裝（ローブデコルテ）通常服（ローブモンタント）袴袴、白襟紋附
- 一、神佛各宗派管長、門跡寺院住職は前二號の服裝に相當する服裝但し已むを得ざる事情の爲成規の服裝を整へ難きものは男子はモーニングコート、紋服、紋附羽織（縫紋を除く）袴を着用するも不苦、且教誨師、基督教教師等禮服に相當する服裝あるもの及朝鮮、台灣等の固有の禮服あるものは其の服裝を以て代用するも差支なし

- 八、道府縣會副議長、議員
- 九、朝鮮道評議會會員、臺灣總督府評議會會員、臺灣州協議會會員
- 十、市長、大連市長、旅順市長
- 十一、市會議長、大連市會議長、旅順市會議長
- 十二、東京市會議員、京都市會議員、名古屋市會議員
- 十三、市制第六條の市の區長、區會議長
- 十四、六大都市の市の參與、助役、局長
- 十五、町村長（名主、小笠原島世話掛、朝鮮に在りては面長、台灣に在りては街庄長、區長、關東州に在りては會長、樺太に在りては町村長、南州に在りては總村長、區長、村長、助役を含む）
- 十六、在職判任官二等以上同待遇
- 十七、判任官三等以下の警察署長、稅務署長
- 十八、官公私立小學校、公學校、普通學校及普通學堂の長
- 十九、各種事業功勞者、優遇者及名望家

注意 届出封皮に「地方饗饌資格届」と表示すること

◎地方饗饌有資格者數

町内各區長役場に就き調査したる八月末日現在に於ける有資格者總數は二百十一名なり

◎高齢者數

町内各區長役場並町備付の公簿に依り調査したる八月末日現在に於ける高齢者は百歳以上女二人九十歳以上男四人女十二人八十歳以上男七十七人女一八九人總數二八四人なり

◎陪審法施行期日

七月二十四日勅令第六十五號を以て陪審法は昭和二年勅令第四百四十四號に掲ぐる規定を除くの外昭和三年十月一日より之を施行すと公布ありたり

◎萩町會議員當選奉告祭

八月二日改選後の初町會閉會後午前十時五十分より松陰崇敬會主催となり縣社春日神社に於て町會議員當選の奉告祭を執行せり神官の祝詞左の如し掛卷母長伎縣社春日神社椿神社三見神社乃大前仁社掌津村彦三伊恐美恐美母白左久此度萩町會議員總選舉仁與里御氏子乃藤道藤太郎藤田榮吉兒玉正亮山下登外二十六名波目出度母町會議員登定里今日乃生日波初天乃町會奈留乎美志伎日止朝日乃豐榮登仁松陰崇敬會乃主催爾依里如此乃狀乎告介奉良久止各自毛參列里宇豆乃弊帛止御食神酒種々乃物乎捧介奉良久乎平介久安介久聞食天今與利以後波互爾睦美親美天己我向伎々々在良志米須町乃爲爾町民乃爲爾母開介行久大正道乃幸福乎議里得天四方八方仁伊照里輝久町政乎行波志米給閉止恐美恐美母白須

昭和三年八月二日

◎萩町都市計劃調查委員會顧問

山口縣會議員 厚 東 常 吉
同 山 根 鐵 藏
右兩氏に對し萩町都市計劃調查委員會顧問を囑託す

◎萩町各種委員及議員の就任

常設學務委員
藤 田 榮 吉
土 井 幸 槌
時 山 市 太 郎
馬 來 新 一
堀 松 藏
常設魚市場委員
長 谷 川 源 次 郎
河 口 常 一

常設都市計劃調查委員

井 町 松 三 郎
柳 敬 之 助
山 村 次 郎
田 中 太 郎 吉
長 谷 川 源 次 郎
大 田 民 藏
兒 玉 正 亮
末 永 光 藏
土 井 幸 槌
吉 松 毅 章
福 田 一 良
田 中 專 介
山 本 勉 彌
臨時上水道委員
馬 來 新 一
兒 玉 正 亮
山 下 登
吉 松 毅 章
山 本 勉 彌

常設善行表彰審議委員

吉岡龍一
藤道藤太郎
河口常一
岩崎喜一
吉賀要作

常設財政調査委員

大田民藏
福田一良
田中專介
田中太郎
堀松吉藏

常設産業調査委員

末永光藏
山下登
時山市太郎
岩崎喜一
河村利彦
中谷長藏
波田源藏

常設林野整理委員

阿川五郎
吉岡龍一
藤田榮吉
藤道藤太郎
寺戸久兵衛
河村利彦
村木五一郎
吉賀要作
三輪音吉

臨時出納検査立會議員

寺戸久兵衛
柳敬之助
村木五一郎
波田源藏
井町松三郎
山村次郎

萩町外四箇村長門峽管理組合會議員

町會議員より就任すへき縣社春日
神社總代
中谷長藏

● 追 報

八月号庶般行政の部萩町會議員選舉執行狀況中左
記當選者一名記入漏れあり茲に追報す

一三六票 田 中 專 介

● 萩町諸規程の制定並改正

◎萩町會の議決を経萩町都市計劃調査委員設置規

程中第五條を左の通改正せり

第五條委員の擔任する職務の概目左の如し

一、市制施行準備調査に關する事項

二、主要なる道路交通の計劃及上水道に關する事項

三、港灣河川及治水に關する事項

四、其の他町勢進展上必要なる事項

附 則

本規程は發布の日より之を施行す

◎萩町會の議決を経萩町財政調査委員設置規程左の通制定せり

萩町財政調査委員設置規程

第一條 町村制第六十九條により萩町財政調査に

關し定設委員を置く

第二條 委員の定數を五名とし町會議員の中に就

き之を定む

第三條 委員の任期は町會議員の任期に依る

第四條 委員中關員を生したるときは次の町會に

於て補關員を定む

第五條 委員の擔任する職務の概目左の如し

- 一、歳入出豫算を以て定むるものの外重要な町財政計劃に關する事項
- 二、町有財産の整理に關する事項
- 三、其の他町財政經理上必要な事項

附 則

本規程は發布の日より之を施行す

◎萩町會の議決を経萩町産業調査委員設置規程左の通制定せり

萩町産業調査委員設置規程

第一條 町村制第六十九條により産業調査に關し

定設委員を置く

第二條 委員の定數を八名とし町會議員の中に就

き之を定む

第三條 委員の任期は町會議員の任期に依る

第四條 委員中關員を生したるときは次の町會に

於て補闕を定む

第五條 委員の擔任する職務概目左の如し

一、産業上の施設に關する事項

二、産業獎勵に關する事項

三、産業調査に關する事項

附 則

本規程は發布の日より之を施行す

◎萩町會の議決を経町立木間尋常高等小學校舎改築工事監督委員設置規程左の通制定せり

木間尋常高等小學校舎改築工事

監督委員設置規程

第一條 町村制第六十九條に依り木間尋常高等小

學校舎改築工事監督の爲其の事務の終了に至

るまで臨時委員を置く

第二條 委員の定數を六名とし左の通之を組織す

萩町會議員

第三條 萩町公民中選舉權を有する者 壹名

於て補闕員を定む

附 則

本規程は發布の日より之を施行す

◎區長及區長代理者更迭

辭職の部

◎辭 令

萩町大字東田町

佐 伯 靜 馬

萩消防組第二部付小頭を命す

昭和三年八月十四日

山 口 縣

◎區長役場の揭示場

萩町内四五の區長役場ではその區内で交通の頻繁なる箇所を選び揭示場を建設せらるゝに至りたのは現在の町村自治を進むる上に於て最もよき思ひ付きである出來得ることなら全部の區長役場に之を及ぼしたいと思ふ

香川津北區長	村木五一郎
香川津南區長	福田一良
江向第三區長	田坂信一
濱崎新町第二區長	阿川五郎
西田町區長	藤谷勝助
濱崎新町第二區長代理者	渡邊音松
山田第二區長代理者	中川龜松
香川津東區長代理者	田原益造
就職の部	
江向第三區長	田坂信一
香川津北區長	金子豐熊
香川津南區長	中村正一
濱崎新町第二區長	赤木新吉
西田町區長	藤谷勝助
濱崎新町第二區長代理者	岡村秀藏
山田第二區長代理者	佐々木幹松
中の倉第二區長代理者	佐々木市郎
椎原區長代理者	橋本金槌
香川津東區長代理者	田原益造
香川津南區長代理者	山村常一

學

事

●報德會の普及振興策

報德會の普及振興策に關し同會總務所花田仲之助氏より地方幹事林町長へ申來れる要領左の如し

報德會の普及振興策

(昭和三年八月二十日地方幹事協議會決定事項)

- 一、縣又は郡市別に幹事講習會を開催すること
- 二、幹部講習會の際は個人別に出席を勧誘すること
- 三、總務所主催の幹部講習會には極力多數の出席者を勧誘すること
- 四、報德會員中特に熱心家若干名を以て團體を設け未設地方又は不振の報德會に對し極力督勵をなすこと
- 五、適當なる機關に於て優良報德會の表彰を行ふ

- 六、地方の狀況に依り講師を常設すること
- 七、報德會の講話並に實行問題は自治体又は各種機關と密接なる聯絡を圖ること
- 八、學校兒童報德會を獎勵し更に學校の了解を得て部落兒童の報德會を創設すること
- 九、可成家庭報德會を開催すること
- 一〇、報德會例會に於て會員は適宜の貯金をなすこと
- 一一、會員に強制せざる範圍内に於て適宜報德會資金の造成を圖ること
- 一二、既設の報德會にして著しく不振のものに對しては總務所より振興を促すこと
- 一三、全國に亘り報德會未設の縣郡市を調査し夫々創設を勧誘すること

- 一四、神職僧侶學校教員在郷軍人分會青年團其の他修養團體教化團體等と常に提携を圖ること
- 一五、市町村長學校校長其の他有力者に對し個人的に報德會の了解を求むることに努力すること

以上

●縣設教員夏期講習會

八月七日午前八時より明倫小學校講堂に於て小學校修身科に關する講習會を開催せり講師文部省圖書監修官藤本萬治氏は三日間に亘り縣下の小學校教員二百四十名に對し熱心講述せる所あり

●防長武學生養成所山口

支部保育生教養規定

第一條 本規定は山口支部に於ける保育生の教育に關する細部を定むるものとす

第二條 保育生とは陸軍幼年學校生徒志願者にして當支部に收容し山口中學校に通學せしむる

者を云ふ

- 第三條 保育生は左記該當者にして陸軍幼年學校生徒を志願する者より採用す
- 一、山口中學校第一學年に在學する者
- 二、高等小學校第一學年、尋常小學校第六學年に在學する者
- 第四條 保育生志願者は左記資格を具備するを要す
- 一、身体強健にして將來軍務に堪へ得る者
- 二、品行方正にして學力優秀なる者
- 但し中學校生徒にありては其成績全級生徒數の四分の一以内に在る者
- 三、家庭善良なる者
- 四、山口縣内に籍を有する者
- 但し他府縣より山口縣に轉籍したる者にありては轉籍後十年以上を経過したる者

第五條 保育生採用の手續左の如し

- 一、第三條第一號該當者は採用願書(第一様式)に學校長の在學証明書を添付し四月二十日迄に山口支部長に願出するものとす

- 二、四月下旬身体検査を行ひ其成績に因り採否を決定するものとす
- 三、第三條第二號に該當する者あるときは小學校長は父兄の同意を得て身元調査書（第二様式）を作製し市町村長を経て一月二十日迄に山口支部長に提出するものとす
- 四、二月中旬身体検査及學科試験を行ひ其成績優秀なる者より假りに採用をなすものとす
- 五、假採用者は三月下旬山口中學校に入學したるの日を以て採用と確定し當支部に收容す
- 六、保育生に對し入部當日宣誓式を行ふ此際本人より誓約書（第三様式）を提出するものとす
- 第六條 保育生の給與は左記各號に依るものとす
- 甲、費用一切を自辨するもの
- 乙、授業料の支給を受け其の他の費用を自辨するもの
- 丙、食料の支給を受け其の他の費用を自辨するもの
- 丁、授業料及食料の支給を受け其の他の費用を自辨するもの
- 何れの給與にありても炭火電燈及入浴は支部より供給す給與の種類は支部長資産の状況等を顧慮し適宜之を決定するものとす
- 第七條 保育生左記各號の一に該當するときは退部せしむ
- 一、陸軍幼年學校に入學し得ざる者
- 二、學業の成績不良にして幼年學校生徒たるの見込なき者
- 三、品行不正にして改後の實なき者
- 第八條 保育生傷病疾病に罹りたる時の治療費は自辨するものとす
- 第九條 保育生に對しては支部に於て特別教育を施行し幼年學校受験の準備を完からしむるものとす
- 第十條 保育生にして目的を達成したる者は入部中に要したる費用の半額を償還するものとす償還の方法は防長武學生養生所規則細則に準るものとす

據するものとす

- 第十一條 保育生に要する經費は擴張基金利子及將校よりの返納金を以て之に充つるものとす
- 第十二條 本規定は昭和三年九月一日より之を施行す

（様式省略）

●小學校教員免許狀

萩町在住左記二名に對し本年七月三十一日付を以て尋常小學校本科正教員たることの免許狀を下付せられたり

産

業

●青年訓練所指導員異動

椿東青年訓練所指導員 田 中 厚 美
右昭和三年八月七日死亡

山 本 秀 雄

萩町立椿東青年訓練所指導員を囑託す

昭和三年八月二十七日

山 口 縣

木 原 ヨ シ
横 木 房 子

●萩港の賑ひ

島谷汽船會社の貨客船大成丸（登簿噸數千八百二

十四噸）は十月一日仁川を發し大連、鎮南浦、仁川、群山、木浦、釜山、浦項を経十月十二日萩に入港同日萩出港境、宮津、舞鶴、新舞鶴、敦賀、

朝鮮郵船會社の新造貨客船長白山丸（登薄噸數二千四百噸）は十月初旬雄基を發し清津、城津、元山、釜山を經萩に入港關門、神戸、大阪、名古屋、清水、横濱を經東京に着復航は前記寄航地を逆航して雄基に着貨客の都合に依りては浦鹽まで航路を延長する筈なり

裁町にも近時社會上階級の如何を問はず副業熱の勃興して來たことは天の恵みと地の利に由るの外鐵道の開通乃至海運の新設等物質的の策爲に促されたものなることは屢々論じたる所であるが今回下關市に本店を有する日本漁網株式會社の編網事

◎杉磨丸太製造講習會

去る八月七日より三日間萩町沖原に於て杉麿丸太製造講習會を開催講師は江山山林會技手之に當り講習生は町内二十九名町外十六名ありたり

去る八月十七日より一週間木間部落に於て竹細工竹箒及竹箸の製造講習會を開設同部落は萩の中央より遠ざかれるが爲從來より各種受講の機會少き關係上今回は講習生四十二名の多數に及び何れも熱心に聴講せり

萩町の養蜂は其の蜜源として有名なる夏橙及紫雲英あり而も此の二ツ共に近時當業者の自覺に依り著しく其の産額を増加し本年の如きは殊の外豊作なりし爲自然採蜜量も多く之を萩夏橙蜜として販路を擴張し併せて左の事業を遂行することは頗る時宜に適したる施設なりとし今回萩町並に萩町農會の後援を以て去る八月十日萩町副業養蜂組合を設立し組合長は萩町大字椿田中太郎吉氏之に當ることをなれり

一、檢查期日 自七月二十五日至八月一日
二、檢查場所 明倫小學校內有備館
三、檢查官 山口縣技手熊野俊次、同松永卯平

檢 查 成 績

量		器		度		種		
雜液用穀	圓方	小	ヤート系尺	卷尺	折疊尺	直尺	曲尺	鯨尺
用	形	計	尺	尺	尺	尺	尺	尺
一五二	八〇七	三〇五	一	三一	二二	七八	九八	七六
二〇三	一四	二	一	一	一	一	一	一
六	一六	二	一	一	一	一	一	一

器	衡										器
	斗	小	金	秤	秤	秤	秤	秤	秤	秤	
	概	計	屬	上	八	貫	以	下	六	貫	
				大	貫	以	下	六	貫	以	
合	計	六、八三二	四二八	三、四六〇	六七三	一、〇八六	三	五二	一六二	八五	二、五四一

備考 受檢人員壹千貳百拾四人
檢査總數に對する不合格數の割合百分の六強

●八月中町立萩魚市場
賣買取扱高

萩魚市場
同越ヶ濱出張所 三七、八〇一、九〇〇
同玉江出張所 一一、二四二、九〇〇
合計 五四、〇五七、七四〇
四月份以降累計 三六五、七三六、一四〇

●八月中輸出入貨物調査

本月中輸出入貨物無し

萩税關支署調査

●昭和二年度末萩町内
郵便貯金高

取扱局名	現在	前年度ニ比シ増加
萩局	七、四七〇、三六、七三	一六二、二二六、二〇〇

萩濱崎局	一、九三三
萩橋本局	一、二五〇

計	一〇九
	二七、八八〇

萩越ヶ濱局	八四二
計	二、六七〇
	一七、一八六
	四四、六九五
	三九四
	一六九、九七三

財政經濟

●昭和三年度七月分諸税
納税成績

七月納期宅地租及所得税全縣稅附加税は左表の通
前年度の同期に比し著しく好成绩を擧ぐるに至れ

税目	年度	調定額		滞納額	
		人員	金額	人員	金額
宅地租	二年度	四、四八六	二、七二、五五	三	四七、二六
	三年度	四、五〇二	二、七二、〇二	一、一五	一、一五
所得税	二年度	七五八	九、三三、三五	五九	六七二、四四
	三年度	六二二	七、六八、三〇	六	三四七、八〇

●萩町有租地調

本年六月卅日現在萩町内の地租を納むべき土地は

地目	反別又は坪數	筆	數	地價	租
宅地	七、四、二五〇、七三 ^{坪反}	七、八七	三三、四三、九〇 ^円	五、五五、八二 ^円	
田地	六、八四、二〇九、二五 ^反	七、三三	二〇八、四六九、四九	九、三八一、二	
畑地	六、二九八、〇三六、三	一〇、九〇	五五、七六、〇八	二、五〇七、三	
山林	二九、〇四一、〇二六	六、四三	二九、一八六、五八	一、六〇五、二六	
原野	六八、一六	二六九	三三、六三	一、二九	
雜種	一二四、四〇六	二五〇	一、〇四九、二四	五七、七〇	
池沼	三三、四一〇 ^坪	二七	五八、九一	三、二四	
計	七、四、二五〇、七三 ^反 四、二四九、四〇三、四七	三三、九二	五二七、九三六、八三	一九、一四一、六五	

左の通にして其内宅地租は地價百分の二、五田、畑租は地價百分の四、五其の他の地租は地價の百分の五、五なり

●頼母子講掛金通帳の印紙税に就き

頼母子講掛金の拂込を證明する爲帳簿を作製し冒頭に規約を記載し末尾に掛金領收の旨を記載して加入者に交付するものは從來末尾記載事項に對し

通帳として相當印紙税を納付すべく取扱來りし處大正十二年印紙税法改正の際無盡に關する證書は課税を軽減せられたるに鑑み右の帳簿の末尾に掛金領收の旨を證明する部分は同一證書に於て冒頭に記載せられたる契約の結果として發生したる事項を證明せるに過すと認め冒頭に記載したる規約

に對し無盡に關する證書として印紙税參錢を納付することとし末尾の掛金領收に付ては納税を要せ

さる旨萩稅務署より通知ありたり

軍

事

●幹部候補生志願者

昭和三年度徵兵検査に合格し幹部候補生を志願したる者左の如し

西村國雄	長瀬誠
清水郁介	網屋義助
中村茂一	正木松一
萬屋可輔	中本朝三
今秋惣十	岡本朝三
中村宏太郎	藤原元明
藤田傳三郎	國守忠義
吉岡東作	
計十五名	

●現役兵入營

昭和三年九月十六日より輜重兵第五大隊へ入營したる者左の如し

三隅義行	井町虎熊
末武庄太郎	

●幹部候補生入營延期出願者

兵役法附則第四項の規定に依り入營延期中更に本年延期を願ひ出で許可せられたる者左の如し

尾寺新太郎	田中佳一
-------	------

西田正道	渡邊克彦
中村俊雄	大多和義輔
北村三郎	西村啓一
藤田昇	岩武直尋
榎野孝夫	南部寛人
平田英三	井原信二
田村清	能美脩
金山司	重富三束
片山一夫	横山秀雄
岩崎駿太郎	岡林一郎
藤野博	岡秀雄
渡邊治	
計二十五名	

●入營延期中學生採用

兵役法附則第四項に依り入營延期中昭和三年五月五日陸軍經理部依託學生を命ぜられたる者左の如し

岡田友市

有田次郎 山本公輔

●昭和三年度陸軍簡閱點呼

昭和三年度萩町に於ける陸軍簡閱點呼は八月二日より同月五日迄明倫小學校に於て及八月八日白水小學校に於て執行其の成績未だ良好とは認め難く不參人員數の如き萩十四名椿東五名椿二名山田五名合計二十六名の多きに及へるは遺憾とする所なり尙ほ本年度よりは點呼當日部隊教練及分列式等を行わたることとなり軍服着用者の多き分會は其の成績良好なるに鑑み將來一般に軍服着用の勵行方希望に堪へざるなり

●幹部候補生入營届出

兵役法附則第四項に依り入營を延期せられたる者にして本年入營届を提出したる者左の如し

三浦不二夫 藤村五郎
大熊俊一 小田好長

●軍隊慰問

昭和三年八月二十七日午後三時阿武郡町村長一同は山口歩兵第四十二聯隊に在營の下士卒を慰問し夫々慰問品を贈呈せり就中萩町出身軍人は五十七名なり
尙ほ廣島吳其の他各地部隊の萩町出身軍人に對しては近く萩町長より同様の慰問品を送付する筈なり

●昭和三年度萩町徴兵抽籤結果成績表

野砲兵	歩兵	舊萩		椿東	椿山田	計
		甲種	乙種			
第二種	第二種	一	二	二	一	二
第一種	第一種	一	二	一	一	二
甲種	甲種	二	一	一	一	五
乙種	乙種	二	一	一	一	五
計	計	二	二	二	二	八

工兵	電信兵	輜重兵	水兵	機關兵	看護卒
甲種	甲種	甲種	甲種	甲種	甲種
第一種	第一種	第一種	第一種	第一種	第一種
第二種	第二種	第二種	第二種	第二種	第二種
一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二
三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五
六	六	六	六	六	六
七	七	七	七	七	七
八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九
十	十	十	十	十	十
十一	十一	十一	十一	十一	十一
十二	十二	十二	十二	十二	十二
十三	十三	十三	十三	十三	十三
十四	十四	十四	十四	十四	十四
十五	十五	十五	十五	十五	十五
十六	十六	十六	十六	十六	十六
十七	十七	十七	十七	十七	十七
十八	十八	十八	十八	十八	十八
十九	十九	十九	十九	十九	十九
二十	二十	二十	二十	二十	二十
二十一	二十一	二十一	二十一	二十一	二十一
二十二	二十二	二十二	二十二	二十二	二十二
二十三	二十三	二十三	二十三	二十三	二十三
二十四	二十四	二十四	二十四	二十四	二十四
二十五	二十五	二十五	二十五	二十五	二十五
二十六	二十六	二十六	二十六	二十六	二十六
二十七	二十七	二十七	二十七	二十七	二十七
二十八	二十八	二十八	二十八	二十八	二十八
二十九	二十九	二十九	二十九	二十九	二十九
三十	三十	三十	三十	三十	三十
三十一	三十一	三十一	三十一	三十一	三十一
三十二	三十二	三十二	三十二	三十二	三十二
三十三	三十三	三十三	三十三	三十三	三十三
三十四	三十四	三十四	三十四	三十四	三十四
三十五	三十五	三十五	三十五	三十五	三十五
三十六	三十六	三十六	三十六	三十六	三十六
三十七	三十七	三十七	三十七	三十七	三十七
三十八	三十八	三十八	三十八	三十八	三十八
三十九	三十九	三十九	三十九	三十九	三十九
四十	四十	四十	四十	四十	四十
四十一	四十一	四十一	四十一	四十一	四十一
四十二	四十二	四十二	四十二	四十二	四十二
四十三	四十三	四十三	四十三	四十三	四十三
四十四	四十四	四十四	四十四	四十四	四十四
四十五	四十五	四十五	四十五	四十五	四十五
四十六	四十六	四十六	四十六	四十六	四十六
四十七	四十七	四十七	四十七	四十七	四十七
四十八	四十八	四十八	四十八	四十八	四十八
四十九	四十九	四十九	四十九	四十九	四十九
五十	五十	五十	五十	五十	五十
五十一	五十一	五十一	五十一	五十一	五十一
五十二	五十二	五十二	五十二	五十二	五十二
五十三	五十三	五十三	五十三	五十三	五十三
五十四	五十四	五十四	五十四	五十四	五十四
五十五	五十五	五十五	五十五	五十五	五十五
五十六	五十六	五十六	五十六	五十六	五十六
五十七	五十七	五十七	五十七	五十七	五十七
五十八	五十八	五十八	五十八	五十八	五十八
五十九	五十九	五十九	五十九	五十九	五十九
六十	六十	六十	六十	六十	六十
六十一	六十一	六十一	六十一	六十一	六十一
六十二	六十二	六十二	六十二	六十二	六十二
六十三	六十三	六十三	六十三	六十三	六十三
六十四	六十四	六十四	六十四	六十四	六十四
六十五	六十五	六十五	六十五	六十五	六十五
六十六	六十六	六十六	六十六	六十六	六十六
六十七	六十七	六十七	六十七	六十七	六十七
六十八	六十八	六十八	六十八	六十八	六十八
六十九	六十九	六十九	六十九	六十九	六十九
七十	七十	七十	七十	七十	七十
七十一	七十一	七十一	七十一	七十一	七十一
七十二	七十二	七十二	七十二	七十二	七十二
七十三	七十三	七十三	七十三	七十三	七十三
七十四	七十四	七十四	七十四	七十四	七十四
七十五	七十五	七十五	七十五	七十五	七十五
七十六	七十六	七十六	七十六	七十六	七十六
七十七	七十七	七十七	七十七	七十七	七十七
七十八	七十八	七十八	七十八	七十八	七十八
七十九	七十九	七十九	七十九	七十九	七十九
八十	八十	八十	八十	八十	八十
八十一	八十一	八十一	八十一	八十一	八十一
八十二	八十二	八十二	八十二	八十二	八十二
八十三	八十三	八十三	八十三	八十三	八十三
八十四	八十四	八十四	八十四	八十四	八十四
八十五	八十五	八十五	八十五	八十五	八十五
八十六	八十六	八十六	八十六	八十六	八十六
八十七	八十七	八十七	八十七	八十七	八十七
八十八	八十八	八十八	八十八	八十八	八十八
八十九	八十九	八十九	八十九	八十九	八十九
九十	九十	九十	九十	九十	九十
九十一	九十一	九十一	九十一	九十一	九十一
九十二	九十二	九十二	九十二	九十二	九十二
九十三	九十三	九十三	九十三	九十三	九十三
九十四	九十四	九十四	九十四	九十四	九十四
九十五	九十五	九十五	九十五	九十五	九十五
九十六	九十六	九十六	九十六	九十六	九十六
九十七	九十七	九十七	九十七	九十七	九十七
九十八	九十八	九十八	九十八	九十八	九十八
九十九	九十九	九十九	九十九	九十九	九十九
一百	一百	一百	一百	一百	一百

輜重輸卒	甲種 一五 第一乙種 三 第二乙種 二	甲種 八 第一乙種 一 第二乙種 二	第二補充兵	甲種 一四 第一乙種 五 第二乙種 二	丙種第二國民	三六 二四 六 一二 七七	丁種兵役免除	九 一二 一 二 二四	計	一七 一〇六 二五 四八 三六六	備考 右の外在學徵集延期者六拾九名、外國在留壹名、兵籍編入者貳拾五名、病氣壹名、所在不明參名あり
------	---------------------------	--------------------------	-------	---------------------------	--------	---------------------------	--------	-------------------------	---	------------------------------	---

右の外在學徵集延期者六拾九名、外國在留
壹名、兵籍編入者貳拾五名、病氣壹名、所
在不明參名あり

一戸より五人以上の服役者を出したる戸數

萩町在籍者にして明治六年一月十日徴兵令發布の日より昭和三年七月三十一日迄の間に於て一戸より五人以上の服役者を出したる者左の如し

萩町大字平安古町三六七番地

(五人服役)戸主 漁業兼物品販賣業 平野新八

萩町大字河添二八二番地

(五人服役) 戸主 農業

萩町大字北古萩町一八九番地

(五人服役)戸主 履物職

萩町大字椿東一四八三番地

(五人服役)戸主 農業

萩町大字山田四九九七番地

(五人服役)戸主 漁業

椿東六二七五番地

(五人服役)戸主

末武倉松

右は入營の日當該家の戸主に記載せられある戸主又は家族にして昭和三年八月一日に於ける戸籍及

通

信

除籍簿に依り調査したるもの、中八月三十一日迄に判明したるものなり

◎ 萩郵便局事務取扱状況

(八月中)

種 別		前年取扱數	本年取扱數	増減數
通常郵便物	引受	二八二、三六	三二、四四	三〇、〇八八
	配達	二九七、五九八	二六二、二九〇	三五、三〇八
	引受	一、五四三	一、八七六	三三三
小包	配達	三、二七一	三、七〇二	四三二
	受付	二、八六九	三、二一〇	二五一
電 報	配達	四、四四六	四、八七七	四三二
	中繼	二、二四	二、二三	一一
爲替振出	口數	一、五二	一、四〇六	一五五
全 拂渡	口數	二、五九〇	二、九二五	三三五
全 振出	金額	三、四、三五五、二七〇三、八四一、五六〇七、四八六、二九〇		

[illegible]

●萩郵便局八月中行事

一、萩郵便局の精神修養講話
萩局にては八月二十五日午前十時五十分より正午迄本願寺司教八幡市寺町敬行寺住職大沼善隆氏を聘し吏員傭人に對し精神修養の講話があつ

た
一、廣島遞信講習所入所試験執行

萩郵便局にては八月二十九日三十日兩日に涉り廣島遞信講習所及下關遞信講習支所入所志願者二十名に對し試験執行をした

衛生

●昭和三年一月以降傳染病患者數

八月中發生數		七月迄發生數		計
腸室扶斯	赤痢	赤痢擬似	實扶的里亞	
一	二八	一三	一	三
一	九	一三	六	三七
一	二六	七	一	三六
一	一	一	一	三

痘瘡

計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	計
四二	三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	七五

●昭和三年一月以降死亡者埋火葬男女別

一月以降七月迄		八月中		計
火葬男	火葬女	火葬男	火葬女	
一五二	一三二	一九	二六	一七二
一	一	一	一	一五七

埋葬男女

男	女	計
六二	五八	一〇六
六八	六八	一三六

計

四〇三

六一

四六四

人事

●戸籍と身分關係 (其の五)

離婚

離婚は婚姻解消の一原因であつて生存したる當事者間に於て行はるゝ夫婦關係の消滅を目的とする行為である當事者一方の死亡は當然婚姻解消の原因をなすけれども之れは單に夫婦間の共同生活の關係を消滅するに過ぎない親族又は家族たる法律關係はなくなるものではない然れども離婚は只共同生活である事實上の關係のみではない一切の身分關係を閉止し無關係の状態に至らしむるものである凡そ夫婦は未來永劫に投ける平和の持續を目的とするものであるから一朝其の間に風波を起

事

し圓滿を欠き夫婦としての共存の目的不能なるが如き場合は法律に於て之れを強制し以て其の持續を圖らんとするときは害があつて益がない、反つて其の分離を許し他に良縁を求めしむる方社會の風教を維持する上に於て必要と認められ離婚制度が出来た所以である又離婚と協議上の離婚と裁判上の離婚との二種があつて協議の上届出を爲すことが出来ないときは民法第八百十三條に掲げたる十種の原因の一つであつて裁判を俟たなければならぬ離婚の同意を要する場合を示さば左の通りである

一、滿二十五年に達したる者實家より婚嫁し又は養家及婚家より更に他家に婚嫁したる場合共に

同意の必要なし

- 一、成年以上満二十五年未満の者實家より婚嫁したる場合實家に在る父母の同意を要す
- 一、養家より更に他家に婚嫁したる場合は養家に在る父母、婚家より更に他家に婚嫁したる場合婚家に在る父母の同意を要す
- 一、未成年者が實家より婚嫁したる場合は實家に在る父母、養家より更に他家に婚嫁したる場合は養家に在る父母、婚家より更に他家に婚嫁したる場合は婚家に在る父母、父母共に知れざるるとき死亡したるとき、家を去りたるとき又は其の意思を表示すること能はざるときは親族會及後見人の同意を要す
- 一、繼父母又は嫡母が離婚に同意せざるに拘はらず子か之を爲さんとするときは親族會の同意を要す

●萩町人口動態

八月中	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
計	三七	六	九九	八二	五
一月以降	四〇九	四〇	九一四	六三〇	二九

●受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

昭和三年八月中

罪名	人	員	計	昭和二年八月計
賭博	萩町に現住する者	萩町に現住せざる者		
詐欺	一	二	三	一
機船底曳網漁業取締規則違反	一	二	三	一
飲食物防腐劑取締規則違反	一	二	三	一

萩町に於ける方面委員任期満了に際し今回左の如く委嘱及び解嘱ありたり

委嘱者

井山藤一	山中三吉	馬屋原五郎
後藤泰巖	渡邊曜朗	金子虎吉
馬庭彦一	片山岩根	厚東毅一
岸田雪城	大和春三	國司武若
來島谷藏	齋藤金祐	

解嘱者

松岡六雄	河名識雄	守重哲雄
------	------	------

社 會 事 象

●山口縣社會事業協會方面委員の委解嘱

自動車取	強盜未遂	詐欺盜	賣藥法違反	暴力行為等處罰に關する違反	住居侵入	計
一	一	一	一	一	一	五
一	一	一	一	一	一	三
一	一	一	一	一	一	八
一	一	一	一	一	一	四

●萩町社會課への希望

八月中の投書函開結果は左の如し

希望事項

- 一、越ヶ濱明神池の周圍の清潔を保つこと
- 一、案内圖板若は案内者を設くること

一、自動車賃金が車毎に一定し居らず將來之を

一定せしむること

講

演

●萩町に於ける高橋廣治先生
の養鶏に関する講話筆記

(其の一)

鶏を飼ふと云ふことは養蠶と同じで九州でも四國でも愛知でも同じ道理でありますから私は今回愛知縣の養鶏に付いて申し上げ之れが應用を願ふ積りで御話しを進めたいと思ひます

此の度の講話は三日間の豫定でありまして未だ時間もあることですから養鶏と農業とを結び付けることより御話しを致す考へであります私は常に斯様なことを考へて居ります養鶏家のみならず御互が最も幸福に生活するには第一が御金であると思ひます御金とあれば幸福に生活の出来ると思ふことは私のみならず皆さんも同じく斯様に思つて

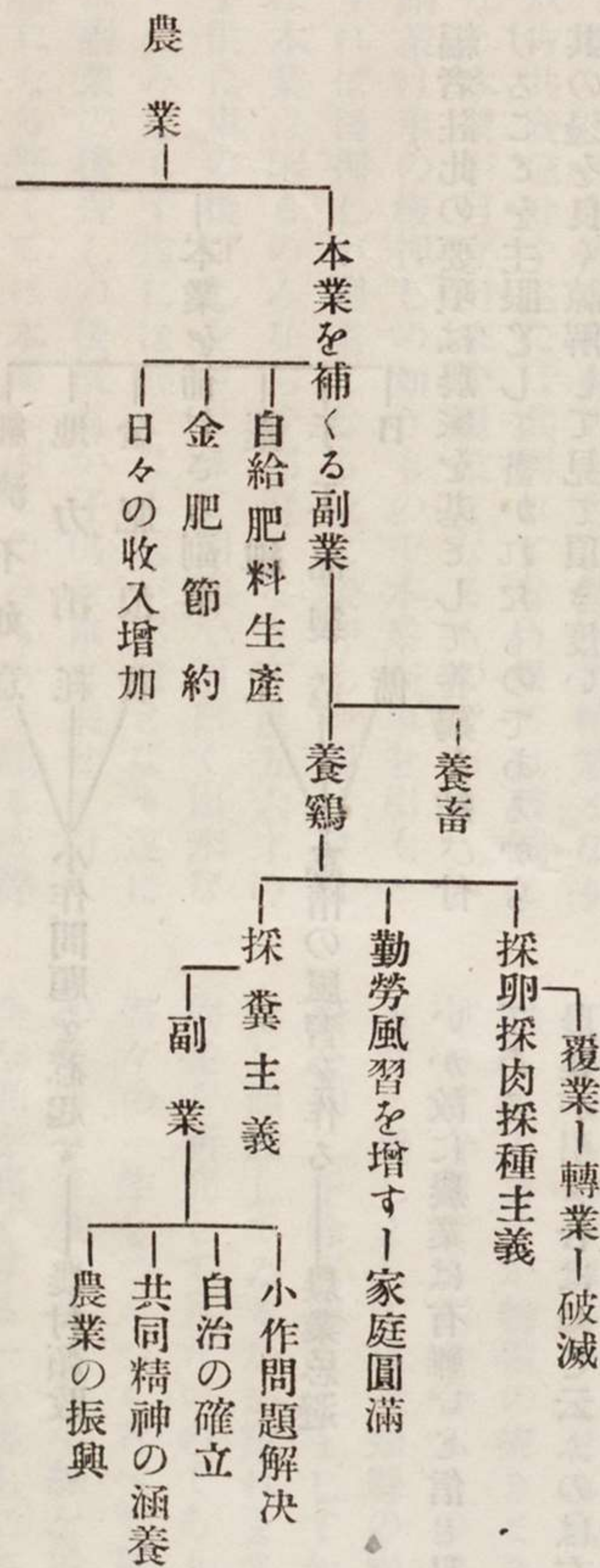
あられましょう併し哲學者の考へとして金を貯蓄するのは何んの爲であるかと質問されたら誰れしも行き詰ることであらう斯んなことを考へると金を貯蓄する程度が問題となり其の程度をも定めなければならぬわけになります

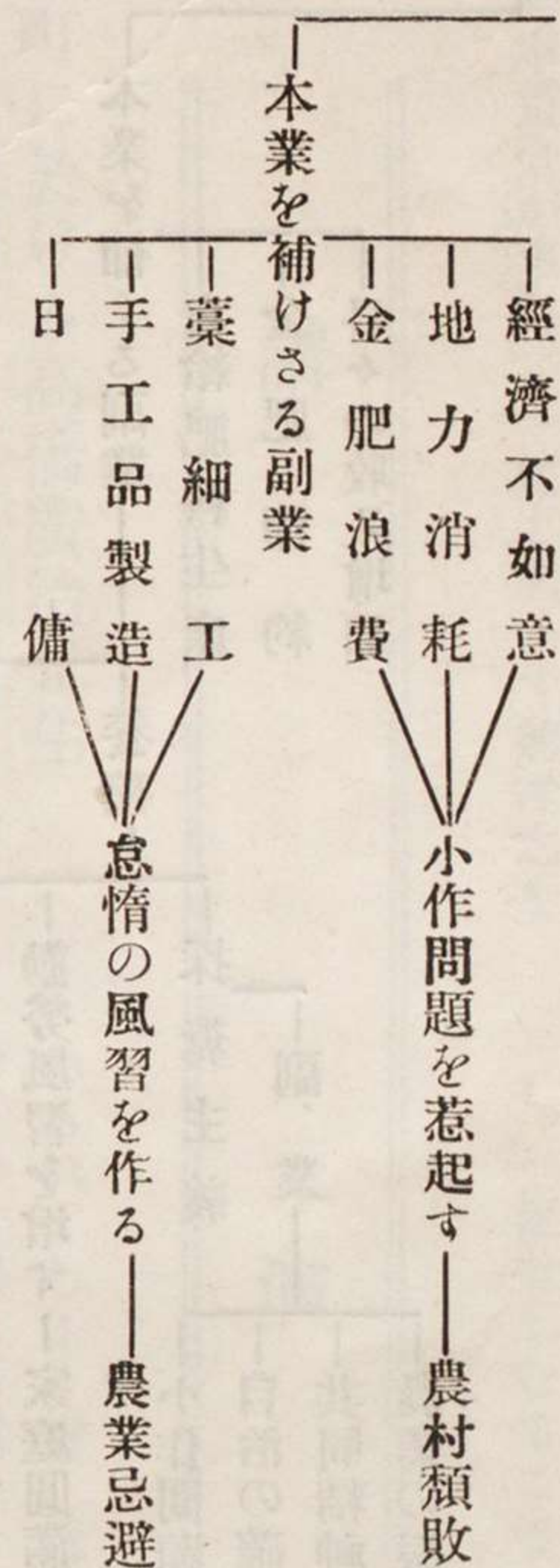
近頃外國の文明が内地に這入り日本の進むべき道が變つて來て總てが形式に流れる様になりましたが動物を飼ふと云ふこと即ち養鶏が形式に流れては幸福を齎らさないものであります吾々が最も幸福と思ひ夢に見てさへ幸福と云ふて喜んでゐるのは一富士二鷹三茄子であります然らば如何なる理由でそんなことを申してゐるか富士山は日本一の高山而も形が巍然として美しい人間なれば人格が高くて精神が良いと云ふことになる鷹は鳥鳥は取る

に通じ收穫を意味することとなり鳥の中でも一番鋭きは鷹である故に收穫することが上手であることを含まされたのである従つて此の鳥に似たる收入を得ることが出来る云ふのである第三の茄子は子孫の繁殖に無駄花が無い人間の定命にも無駄が無く幸福に此の世を過す意味になる従つて茄子の花に無駄花の無いのは子孫の繁殖は旺盛で而も途中流産もなければ死産も無く所謂無駄花が咲かないことに象取りたるものである茲に於てか一富

講習要項の一頁に

士二鷹三茄子は精神上にも物質上にも完全に而も幸福に渡世が出来て子孫が繁昌すると云ふので夢に見てさへ喜ぶのである
總て人間は何れも此の方面の活動に進み利益を得ると同時に幸福を併行せしむる様計畫を樹つるものである而も此の點に就ては養鶏は最も有利に農業と結び付けることの容易なる良策である此の意味に於て今回の講習は農家を基として之れに結び付ける副業として御話しますことに致します





編者註此の要項は農家を基として養鶏を結び付けてることを主眼として書かれたものであるから其の邊を良く諒解して見て頂き度い

農業の利益が尠ないと云ふことは元々利益の尠ない様な仕事であるのに其の上本業を補けざる副業をするからである私は昨夜汽車の中で本を見て感じたのは英國ロンドンの或人の言葉に田舎の人が都會に出て都會で倒れるのは多く三年五年と經つ内に体が弱くなるからである故に健全なる身体となるには農業弱くなるには町方で而も子孫を繁殖せざるものとなるではないかと私も至極同感である田舎は菜食都會は肉食菜食しても健全となり肉食をして中毒を受けて亡びることになるのではな

いか故に農業は有難いと信じ私は田舎に事業かしである

農業が引き合はぬと云ふのは右の表裏を考へぬからである之を卑近に申すと善惡表裏である善惡を表と裏とに分けるならば良家良事良職業は表で幸福となり早死すれば不幸長命は幸福であり長命が最大の幸福であるなれば表の職業を選び表の仕事をする必要がある裏に廻りて不幸の身となるのは世渡りの末路である農業の利益は最も愉快に仕事をするに始まり而して農業の仕事は解剖して見ると二つに分けることが出来る普通農事特殊農事の二つが是れである普通農事の米麥作は全國至る處で經營することが出来る誰れも營むことが出来る故

に特殊農事に比し利益の尠いのは當然であり一般であるから如何様に都合良く經營しても利益が尠ない故に利益があると云ふのは殆ど間違である云い得るのである故に普通農事に結び付ける副業即ち特殊農事は如何なるものを撰ぶか云ふまでもなく表の副業で本業を助くるものでなくてはならぬ本業を助け得ざるものは裏の副業である

本業を助くる副業とは普通農事を助くる副業で特殊の事情のもとに相助けられて本業が一層良くなるものであり本業を助けざるものは本業が自然と悪くなり特殊の事情のもとに漸次に轉業となり双方共發達せず遂には共倒れとなり果ては破滅となり本業が自立出來ず覆業となるものである

副業は車の後押しのようなもので本業が車を引くことすれば後押しが副業となる故に後押しが弱ければ本業は困るのみならず邪魔となり丁度五六才の子供に車の後押しをさせると同様で面白く出來ないのみならず遂には軽くなる處が邪魔となり遂には副業の後押しの後援處が子供を車に乗せて引く様になる斯くては本業は困るのみならず頗る疲弊

するものであるから此の點を良く玩味したものであり出發する副業でなくば到底成り立つものでなく駄目に終るものである

由來山口縣は今より約四十年前重枝養鶏園主の講話のありしこともありて一時他府縣を凌ぐ様に勃興した此の時代の不成功は主として販賣方法の施設が無かつた故である賣るに困る様な副業は成り立つものではないませぬ而も私が申し上げます農業との結び付け方が面白くなかつたからである愛知縣の養鶏は此の意味に於て決して部分的に進めて來たものではありませぬ私も年來此の方面に活動してゐますが物價の安きときに引き合ふ様でなければ今日でも引き合ふものではないませぬ販賣方法と致しましては愛知縣の聯合販賣所の如きは資金約二千餘萬圓ありまして如何に販賣と云ふことに傾注してゐるかが窺れます故に本業を助くる副業を研究して見たいのであります

吾々の一生をつらつら考へて見ると三角形を繪どつてゐます生れると地平線を段々遠ざかり乳房を含む頭を高くする一年經ち二年を過ぎ二十歳にも

なると生活の安定と物質と云ふことに目を留むる様になる此の三角形を大きく繪がか小さく繪がかして此の世を過し終りて死するのである
萩町には昔から名士が澤山出て居られ此の立派な三角形を繪がかれたのである此の三角形の大きな程世界に知らるゝ人物となるのである即ち村なり町なり郡縣から内地はもとより全世界に迄で一人として知らぬと云ふことのなき人格者となり而も最も幸福に世を渡り死の斷崖より地平線迄で落ちた時が人生の目的を達し得たのである農家の方には死の斷崖より落つるに音の小さい方が多い死の斷崖より落つる時に大きな音のする者程社會に魅力があり社會に知らるゝのである乃木大將の如きは即ち之れである然れ共農家は其の大部分は子孫の繁殖と云ふことには茄子と同様で實を結び得るこゝとが出来得ると云ふのが何より結構である
日本は萬世一系立派な茄子を結ぶ是は世界中に比類が無いが物質には困る米國に比すると日本は一富士(精神)三茄子(子孫)には富んでゐるが二の鷹に欠けてゐます金のことを申しますと卑しい様な

が金が無ければ食ふこと著るが出来なくなる人生は大八車を坂に向て引き揚ぐる様なものである幸か不幸か分らないが金さへあれば文明の自動車を用ひて登ることが出来るが人の力のみでは急坂は登り得ない前曳きするも人間後押しするのも人力では到底現在の農業は引き合ふものではないと云ふ立派な後押しが無ければ登り得ない而も現在では此の眞面目な後押しが無いのに困る
例へば十の荷物を曳くだけの収入が無くば如何しても生活が出来兼ねるのに其の上手供迄で四五人も乗せることは尙ほ更ら出来ないのに収入は僅かに八しか無いと云ふから二の欠損となる故に養蠶なり養鶏なり其の他の副業を結び付けて此の欠損を補ふ必要が起るのである然れ共此の副業の中には先きに行く副業と後を押す副業とある先きに行く副業は本業が例れる彼の日傭労働の如きが之れである先きに行く副業で貯金が出来れば此上のことには無いが兎角日給が手に入ると酒となり煙草となり遂には遊興費になる残るのは僅かとなる日傭は本業を助くる副業にあらず茲に於てか副業に

は養鶏を営む必要が起るのである鶏に食物を與へると其の副産物として糞卵堆肥が出来て車を曳かすことは出来ないが屠殺すれば肉と云ふ産物となる飼料を研究するならば農業生産品として鶏の食物をも増収することが出来る農業者が食物を作るには勞力と肥料とを要するは勿論肥料を購入するとせば其の肥料の主成分は窒素成分で而も之れを外國から輸入するので日本を漸次に貧乏にする様になる故に三億圓の貧乏借金にはより生じたかも知れぬ米國は肥沃である故に肥料は充分であるが日本では肥料は生産物の最大要素である之れを研究することは農村問題を研究するのと全じで大豆粕餅其の他化學肥料等に關しても研究を爲し有利に之れを鶏の飼料として利用するならば二億圓の肥料代の解決は易々たることとなる而して是等肥料を飼料として利用し得るゝことは明治四十年以來の試験成績に依り確かめられてゐる米麥作を主眼として農事を営めば必ずや雜穀の生ずるは自然の結果にして此の雜穀を利用して飼料の購入を減少することは又妙を得たる經營であるのみなら

す生産物として卵と糞を得而も此の糞は農家として最も好む處の完全肥料である農家は多く此の完全肥料彼の人造の完全肥料の出費に困らせらるゝのであるが此の完全肥料を施用しては農家の立ち行く筈は無いのである左に之れが引き合はぬ算式を掲ぐ
原資十技師給十八夫賃=10=完全肥料
原資十技師給十八夫賃=12=完全肥料賣價
故に農家の利益となる處は此の肥料代に依りて減殺せらるるから經濟がもてぬ鶏の糞たる完全肥料は人造で無いから技師給は勿論人夫賃も掛からぬ其の儘の完全成分を有する鶏糞である購入肥料の主成分は窒素成分である此の窒素成分の主なるものは蛋白質で養鶏飼料としては最も重要な高價飼料である此の蛋白質を鶏の腹を通じて有利に利用せらるゝから頗る結構なことである
鶏糞の成分は給與する飼料の配合に依り成分が相違しますが産卵期は蛋白質を卵に澤山送るから窒素は尠ない從而休産期は窒素が澤山含まれてゐる磷酸質は之れと反對の割合なるものでありますか

ら薯や大根には二三月及七八月頃の鶏糞を施す様になり稲や麥には成産期の燐酸の多きものを施すことになるから自然は大學で化學者も理學者も同じ理論で天然の完全肥料を施す云ふことになる。卵肉糞を利用して本業を助くる所以は卵を得て資金の運轉を長くし糞を利用して肥料は無代價となり本業の稲作を壹反歩收穫高八俵が九残りとなる。

雑

事

が購入完全肥料で耕種を行ふから差し引き不足となり貧乏するのは當然である。而も一羽の鶏には壹圓の飼料費を要し卵と肥料で貳圓の収入は易々たるものである。故に鶏を飼ふことは有利となり農業が面白く農民が都會熱を起さぬ農家が都會に出づるのは収入が少くて困るからである。(續く)

◎ 陪審制度の話

(三) 陪審裁判の手續

陪審事件に付いては公判前に必ず公判準備の手續を致します。此の手續には陪審員を加へず、檢事、裁判所書記、辯護人立會の下に、被告人を一通り訊問し公判手續でこの様な證人鑑定人等を訊問するかと云ふやうな證據調の決定をするのであ

ります。此の手續は、下調でありますから、公開はしません。かうして公判の準備が整ひますと、愈公判期日がきまり、其の期日には前に述べた三十六名の陪審員が呼出されます。呼出に應じて出頭した陪審員が二十四人以上揃つた場合には、直ちに陪審構成の手續に入りますが、病氣其の他の事由で已むことを得ず出頭しない者があつて陪審員の数が二十四人に達しない場合には、裁判長は

これを補充するため、裁判所々在地又は附近の市町村の陪審員候補者名簿から抽籤して、必要な員数の陪審員を選定し、便宜の方法に依り即刻これを呼出して、二十四人以上に補充した上、陪審構成の手續に移るのであります。

陪審構成の手續は、判事、檢事、裁判所書記、被告人、辯護人及び陪審員が列席して、公判廷で行ふのであります。此の手續は公開致しません。先づ裁判所は、出頭した陪審員について資格のない者又は除外せらるべき者の有無を調べてあればこれを除き、さて残りの陪審員の中から陪審を構成すべき十二人の陪審員を選定するのであります。

此の選定の方法に付いては、忌避と云ふことがあります。忌避とは、檢事と被告人とが、陪審員の中から事件に付き判斷をなすに不適當であると認める者を排斥する手續であります。陪審員は普通の場合には十二人ですが、若し事件が複雑で二日以上引續いて開廷する必要があると認められた場合には、十二人の基本陪審員の外に一人又は數人の補充陪審員を公判に立會せることが出来ま

す。此の場合には檢事と被告人とは基本陪審員及び補充陪審員に必要な數を除き、其の以外の者を忌避することが出来るのであります。其の忌避すべき員数が偶數である場合には、檢事と被告人とで各其の半數を忌避し、奇數である場合には、被告人が一名だけ餘計に忌避することが出来るのであります。更に此の手續を詳しく説明すれば、裁判長が出頭した有資格の陪審員の氏名票全部を抽籤函に入れて混ぜ合せた後、其の中から一票宛抽き出して氏名を讀上げると、檢事と被告人とがそれぞれに對して承認とか忌避とか述べるのであります。かうして忌避されなかつた陪審員の数が、補充陪審員のない場合には十二人、補充陪審員のある場合には十二人に其の數を加へた數に達すると、抽籤を止め、裁判長が抽籤終了の旨を宣言すると、茲に陪審の構成が出来上るのであります。忌避をするには其の理由を陳述することは出来ぬことになつて居ります。陪審は、檢事が被告事件を述べるときから、裁判所書記が陪審の答申を朗讀する迄始終同一の陪審員がこれに立會はねばなら

ぬのであります。尙、同日に數個の陪審事件の公判を開く場合には、同一の陪審員を其の總ての事件の陪審員として選定することが出來ます。又檢事及び被告人に異議がなければ、一つの事件に付いて構成された陪審を同日に審理する他の事件に立會はせることも出來ることになつて居ります。

陪審を構成すべき陪審員が定まると、其の陪審員は抽籤の順序に従つて陪審席に着席し、それから公判手續は開かれるのであります。先づ裁判長が起立し、陪審員に對して陪審員の心得を諭し、公平誠實に其の職務を行ふべきことを誓はせ、其の誓の形式は、裁判長が宣誓書を朗讀して、陪審員に署名捺印させるのであります。

次に檢事が被告事件の一部始終を陳述して、被告人がどの様な犯罪に依つて起訴されたかを明かにしますと、裁判長は被告人を訊問して其の辯解を聴き、更に證人、鑑定人等を訊問して證據調をします。證據調が済むと、犯罪の構成要素に關する問題、即ち或る犯罪が成立するためにはどの様な事實が必要であるかの問題に關して、先づ檢事

が事實上法律上の點に付いて意見を述べ、次に辯護人、被告人がこれに對して意見を述べます。かうして辯論が終ると、裁判長は陪審に對して説示と云ふことをします。これは事件に關する説明でありまして、犯罪の成立に關しては、どの様な點が法律上問題となつて居るか、又どの様な事實が問題となつて居るか云ふこと言聞かせ、更に證據は斯く斯くであると云ふこと迄も解説するのであります。説示が済むと、裁判長は問を書面に記して、陪審に對し、犯罪構成事實の有無を評議の上答申すべきことを命じます。問は、陪審が「然り」又は「然らず」と答へ得るややうな文言で記載されるのであります。

陪審員は、裁判長から問書を受取ると、評議のため評議室に退き、議事整理のため陪審長を互選した後、各自意見を述べます。評議に依つて犯罪の構成事實を認めるには、陪審員の過半数の意見の一致が必要で、過半数に達しない場合にはこれを認めないこととなり、かうして評議が終ると、答申を問書の餘白に記載し、陪審長がこれに

署名捺印し、陪審員一同評議室を出て公判廷に歸り、答申の附記された問書を裁判長に提出します。裁判長は、公判廷で裁判所書記に問及びこれに對する答申を朗讀した後、陪審員を退廷させます。

陪審の答申は、犯罪事實を認めるか認めぬかの二つの中の一つを選ばなければなりません。認めた場合には、先づ檢事がこれに適用すべき法令及び刑に付いて意見を述べ、次に辯護人、被告人がこれに對して意見を述べます。すると、裁判所は、合議の上、陪審の答申した事實に法令を適用して刑を言渡すのであります。又陪審の答申が犯罪事實を認めぬ場合には、裁判所は無罪を言渡すのであります。茲に注意すべきは、陪審の答申が犯罪事實を認めた場合でも、認めぬ場合でも、裁判所がこれを不當と認めれば其の後の手續を中止し事件を更に他の陪審の評議に付することを決定して、公判を閉めることのであります。

陪審の答申を採用して言渡した判決に對しては控訴することは出來ませぬが、其の事件に關し、適法に陪審を構成しなかつた場合とか、その他特

別の理由がある場合には、大審院へ上告することが出て來ます。故に、現今の第一審、控訴審、上告審の審級制度の點から見れば、陪審の評議に付した事件は二審級制度であります。

(四) 陪審員の心得

陪審の答申は、裁判所がこれを採用して裁判の基礎とし、被告人の有罪、無罪を決定する資料とするのでありますから、陪審員の職責の重大なことは云ふ迄もありません。裁判が公正に行はれなければ、國家の秩序は維持されず、國民の權利の保障は全うされません。裁判を公正に行はせるには、事件の真相を捉へ、事實の認定を誤らないことが肝要であります。陪審の答申が、萬々一事件の真相を穿たず、又は事實を枉げて認定するやうなことがあれば、延いて裁判の公正を害することとなり、或は眞實罪を犯した者に其の制裁を免れさせ、被害者の利益の保護を等閑に付して、社會の秩序を紊り、或は罪のない者を罰して不當に權利を侵害すると云ふ様な様々の弊害を生じないとも限りません。であるから、陪審員に選ばれた者

は必ず其の職責の重大なことを自覺し、よく其の職責を盡すの覺悟がなければなりません。以下事件進行の順序に従つて、陪審員の職務の重なるものを説明しませう。

陪審員に當籤して呼出を受けた者は必ず公判期日に裁判所に出頭しなければなりません。若し故なく呼出に應じないと、五百圓以下の過料に處せられます。尤も、病氣其の他已むを得ない事情で出頭の出来ない場合には、書面に其の事情を認め病氣であれば診断書を添へて、已むことを得ざる事情を明かにして裁判所に差出す等、相當の手續をすれば當日の職務を辭することが出来るのであります。呼出を受けた陪審員は、事件に關し、他人から請託を受けたり、意見を聞いたりしてはなりません。

さて陪審員が裁判所に出頭して、陪審員に當籤し、其の職務に就くことになると、前にも述べた通り、良心に従ひ公平誠實に職務を行ふべきことを宣誓します。此の宣誓を拒むと、五百圓以下の過料に處せられます。又公判に列した陪審員は、

評議を了る迄は恣に他人と交通したり退廷することとは出来ません。違反すると、これも五百圓以下の過料に處せられます。陪審の答申前、裁判所を退出する場合は、裁判長より他人との交通又は宿泊すべき場所等に關し、守るべき事柄を指示されます。違反するとこれも五百圓以下の過料に處せられます。

言ふまでもなく陪審員の最も重大なる職務は、事件の評議であります。犯罪事實の有無を判斷することは、一見容易のやうであります。實は仲々困難な事柄でありますから、陪審員は其の職責の重大なことに顧み、常に慎重の態度を取り、熱心に公判に於ける審理の進行に注意し、事實の真相を知ることの努め、良心の命する儘に判斷せねばなりません。感情又は外部の勢力に左右されて事實を枉げたり、評議答申の結果言渡さるべき刑罰のことを顧慮して、判斷躊躇したりしてはなりません。又陪審員は、世間の風評や新聞の記事に依つて、事件に關し豫斷を懷くことなく、全く白紙で裁判所に出頭し、専ら公判に現はれた證據の

情況に因つて、事件を判斷する心懸を持たねばなりません。

陪審員は、評議の顛末、又は其の模様を他に漏泄してはなりません、若し違反すると千圓以下の罰金に處せられます。又其の漏泄した事柄を新聞紙其の他の出版物に掲載すると、新聞紙の方は編輯人及び發行人、出版物の方は著作者及び發行者迄が、二千圓以下の罰金に處せられます。陪審員以外の者が、裁判長の許可を受けないで陪審の評議室に這入つたり、若しくは陪審の評議を了る前裁判所内で陪審員と交通すると、五百圓以下の罰金に處せられます。又陪審の評議に付せられた事件に付いて陪審員に對し請託をしたり、若しくは評議を了る前私に意見を述べたりすると、一年以下の懲役又は二千圓以下の罰金に處せられます。陪審員は其の勤務に對し、旅費の外に日當及止宿料の給與を受けることになつて居りますが、其の金額は勅令で定められることになつて居ります。

(終り)

◎長崎縣伊木力温州蜜柑の

優良系統撰拔に關する調

査成績の概要

萩町技手 森 田 久 松

長崎縣に於ては伊木力温州蜜柑の大増殖計畫を樹て今後十ヶ年間に一千町歩六拾万本を大體大村灣沿岸を中心として栽植を奨励することになり出來得る限り優秀なる系統を撰拔しこれより穗を取り苗を仕立てることになつたのである此の優良系統撰拔の方法は時恰も萩町の夏橙苗木養成上頗る好參考資料となるを以て左に其の要領を記載して當業者の批判を請ふ次第である

長崎縣に於ける伊木力蜜柑は丁度萩町の夏橙の如く氣候から云つても土質から云つても蜜柑の栽植に最も適當であることは勿論であるが一面伊木力温州蜜柑と云ふ世界的に優良なる蜜柑を産してゐるのであるこの伊木力温州蜜柑は名の示す通り長崎縣西彼杵郡伊木力村を中心として栽培せられてゐる蜜柑であつて概して果形大で扁圓を爲し色澤

濃黄色風味著しく甘味に富み而かも貯蔵に堪へると云ふ天下無比の良果であります。が悉しく調べて見ますと同じ伊木力温州蜜柑の中でも之れを數種に區別されることが出来るのである。

所が長崎縣に於ては大正十一年の暮れに伊木力村で蜜柑の立毛品評會を開催しこれを機として優良系統の撰拔を十五系統と爲しあらゆる調査をされたのである。而して翌十二年の暮れにはこの調査を基として縣郡の職員が立會ひ更に三十九系統を撰拔して採果されたる蜜柑は諫早の農事試験場に搬入し園藝的研究は勿論あらゆる理學的化學的の調査をされたのであります。其の調査成績の概要は次の通りである。

調査成績の概要

(昭和三年七月七日長崎縣農事試験場に於て調査)

本調査に供用せる伊木力温州蜜柑に就て特性の標準を知るの參考たらしめんとし調査成績を概括して左に示す。

一、樹形調査三十九本中扁圓五六%圓三六%半圓

八%にして大半は扁圓と見て可なり

二、樹勢

調査樹四〇本強五〇%普通二八%弱二二%にして本調査に採用せられたるもの、大半は強勢なるものなり

三、稈の強弱

調査三八本中強五三%普通三八%弱九%にして本調査に採用せられたるもの、大半は稈強きものなり

四、結實の状況

本年結實の状況調査樹四十本中豐産なるもの五〇%中産なるもの二五%小産なるもの二五%にして本調査に供用せられたるもの、大半は豐産なるものなり

年々或は前年結實の状況、調査樹三七本中年々豐産なるもの四六%前年豐産なりしもの一九%前年中産なりしもの三%前年小産なりしもの三二%なり

本調査は比較的結實の狀態良好なるものを撰定したるも尙年々結實するものは半數に達せず樹

形の極めて強きものにして初めて年々豐産を期し得べきが如し

五、果實の整否

調査樹四〇本中整五五%普通三三%不整一二%にして大半は整一なる果實を生産せるものか採用せられたるなり

六、果實着色の早晚

調査樹四〇本中早四〇%中三五%晚二五%にして晩生のもの比較的多からず

七、葉に關する調査

葉の硬軟、調査樹四〇本中硬三二%普通五〇%軟一八%なり

葉の色澤

調査樹四〇本中濃三五%普通四三%淡二二%なり

葉の長

調査樹三十九本の平均葉長四、六寸にして便宜上長(葉長四、二寸以上)中(葉長三、九一四二寸)短(三、八寸以下)の三ツに區分し各々に抱括せらるべき數の割合を左に示す

長(四、二寸以上のもの)二八%
中(三、九寸一四二寸もの)五一%
短(三、八寸以下のもの)二二%

葉の巾

調査樹三十九の平均一、七七寸にして便宜上廣(一、九寸以上)中(一、七一九寸)狭(一、七寸以下)の三ツに區分し各々に抱括せらるべき數の割合を左に示す

廣(一、九寸以上) 一五%
中(一、七一九寸) 四八%
狭(一、七寸以下) 三七%

葉長と葉巾の割合

葉長を葉巾を以て除したる數は調査樹三十九本の平均二、三一二にして便宜上長(二、五寸以上)普通(二、一一二、五寸)短(二、一寸以下)の三ツに區分し各々に抱括せらるべき割合を左に示す

長 一五%
普通 七二%
短 一三%
葉の長さ

葉の大きさを表示する爲長さに巾を乗じたるものは調査樹三九本平均七、二二平方寸にして便宜上大(八、〇平方寸以上)中(六、五一八平方寸)小(六、五平方寸以下)の三ツに區分し各々に抱括せらるべき数の割合を左に示す

大 二一%

中 五四%

小 二六%

八、果實の大きさに關する調査

果實の重量調査樹三八本平均一果の重量三三、七匁にして便宜上大果(三五、〇匁以上)中果(三二、〇一三五匁)小果(三二匁以下)の三ツに區分し各々に抱括せらるべき数の割合を左に表す

大果 二六%

中果 四八%

小果 二六%

果實の横經調査樹三八本の果實に就て調査したる平均横經七、〇四匁にして便宜上大(七、二匁以上)中(六、九一七、二匁)小(六、九匁以下)の三ツ

に區分し各々に抱括せらるべき数の割合を左に表す

大 二〇%

中 六二%

小 一八%

果實の縦經

調査樹三八本の果實に就て調査したる平均縦經五、〇〇匁にして便宜上大(七、二匁以上)中(六、九一七、二匁)小(六、九匁以下)の三ツに區分し各々に抱括せらるべき数の割合を左に表す

大 二〇%

中 六二%

小 一八%

果實の縦經調査樹三八本の果實に就て調査したる平均縦經五、〇〇匁にして便宜上大(五、一、五匁以上)中(四、八五一五、五匁)小(四、八五匁以下)の三ツに區分し各々に抱括せらるべき数の割合を左に示す

大(五、一五匁以上)一六%

中(四、八五一五、一五匁)五八%

小(四、八五匁) 二六%

果實の横經と縦經との割合

調査樹三十八本の果實に就て調査したる横經を其の縦經にて除して得たる數の平均は一、四一にして便宜上丈高きもの(一、三七以下)普通なるもの(一、三七一一、四五)扁平なるもの(一四五以上)の三ツに區分し各々に抱括せらるべきもの、數の割合を左に示す

丈高きもの 二一%

普通なるもの 六三%

扁平なるもの 一六%

九、果梗の太さ果皮油胞の粗密及果皮の厚さ

果梗の太さ調査樹三十八本の果實に就て測定したる果梗の直經の平均は〇、三三匁にして便宜上太きもの(〇、三五以上)の中太なるもの(〇、三二一〇、三五のもの)細きもの(〇、三一以下)のもの三ツに區分し各々に抱括せらるべきもの、數の割合を左に示す

太きもの 一六%

中太なるもの 五八%

細きもの 二六%

果皮油胞の粗密調査樹三十八本より採集したる果實に就き一平方匁の果皮面に存する油胞の數の平均は六七にして便宜上油胞の粗なるもの(六二以下)中等なるもの(六二一七二)密なるもの(七二以上)の三ツに區分し各々に抱括せらるべき数の割合を左に示す

油胞粗なるもの 一八%

油胞中等なるもの 六四%

油胞密なるもの 一八%

果皮の厚さ調査樹三十八本より採集したる果實を測定したる果皮の厚さ平均は〇、三四匁にして便宜上厚きもの(〇、三六匁以上)中等なるもの(〇、三二一〇、三六匁)薄きもの(〇、三二匁以下)の三ツに區分し各々に抱括せらるべき数の割合を左に示す

厚きもの(〇、三六匁以上)一八%

中等なるもの 六一%

薄きもの 二一%

一〇、果實の比重及瓢囊の數

果實の比重

調査樹三十八本比重平均〇、八九二

比重重きもの(〇、九一以上)二四%

比重中等なるもの(〇、八七一〇、九二)五二%

比重軽きもの(〇、八七以下)二四%

瓢囊の數調査樹三十八本平均瓢囊數一一、〇八

多きもの(一一、四以上)一六%

中 (一〇、八一—一、四)六三%

少 (一〇、八以下) 二一%

一、果汁の搾取に關する調査

果汁に對する肉團量の割合

調査樹三十八本果實を剥皮して得たる肉團量の
全果に對する割合の平均は七四、三%

多きもの(七六、〇%以上)一八%

中 (七三、〇%—七六%)五〇%

小 (七三、%以下) 三三%

果重百瓦に對する搾汁量

調査樹三十八本果實を剥皮し肉團を取り之れを
搾汁したる果汁量の原果實百瓦に對する平均割

合五二、三%にして

多きもの(五四、〇%以上)三四%

中 (五一、〇%—五四%)四八%

小 (五一、〇%以下) 一八%

肉團量百瓦に對する搾汁量

調査樹三十八本 平均七一、四%

多きもの(七四、〇%以上)二六%

中 (六九、七—七四%) 四八%

少きもの(六九%以下) 二六%

肉團量百瓦に對する搾粕量

調査樹三十八本 殘渣平均一六%五

多きもの(一九%以上)二五%

中 (一四、%—一九%)四九%

少きもの(一四%以下) 二六%

果實重量に對する搾汁量及搾汁の際の損失量の割合

調査樹三十八本果汁搾取量(涎)を搾汁の際の損
失量に加へたるものは全果實の重量に對する割

合の平均は六三、〇%にして

多きもの(六六%以上) 一八%

中 (六〇%—六六%)六六%

少きもの (六〇%以下) 一六%

一二、果汁に關する調査

果汁の比重平均は一、〇五四

重きもの(一、〇五六以上)二九%

中位のもの(一、〇五三一、〇五六)三二%

輕きもの(一、〇五三以下) 三九%

枸橼酸全量

調査樹三十八本平均〇、七八%

多きもの(〇、八五%以上)二九%

中 (〇、七〇%—八五%)四五%

少きもの(〇、七〇%以下)二六%

還元糖全量

調査樹三十八本平均三、一四%

多(三、四%以上)二九%

中(二九%—三四%)三九%

少(二九%—以下)三二%

全糖分の含量

調査樹三十八本平均九、九九

多(一〇、五%以上)二四%

中(九五%—一〇、五%)四二%

少(九五%以下) 三四%

モノアミノ酸の含有量

調査樹三十八本平均〇、二一%

多(〇、二二%以上)一六%

中(〇、一九%—二二%)五六%

少(〇、一九%以下) 二八%

枸橼酸及全糖分の全量

調査樹三十八本平均一〇、七七%

多(一一、五%以上) 一八%

中(一〇%—一一、五%)六九%

少(一〇%—以下) 一三%

糖分率

調査樹三十八本平均一二、九

高きもの(一四、〇%以上)一八%

中等 (一二、〇—一四、〇)五三%

低きもの(一二、〇%以下) 二九%

以上の調査を基礎として母樹園を撰拔されたるも
のは左の五ヶ所なり (以下次号)

◎アフリカ洲エジプトに於ける竹製品の需要状況

農林省農務局副業課より左の通本縣へ通牒ありたり
埃及に輸入せらるゝ本邦産竹製品は埃及税關統計にては木製品又は美術製品の項目中に含まれたるを以て明細に知り得ざるも本邦輸出統計に依りて見れば其の數量僅少にして最近の輸入數量は行李靴及籠類合計年額約壹千圓傘柄及傘手は稍多く壹萬五六千圓に上る程度に過ぎず先年ポートサイド港在住外商に於て竹製文庫、ナイフ、フォーク類の輸入を試みたる所輸送途中虫菌害を生し到着後當地氣候の熱氣を受け其の繁殖一層甚たしく殆ど賣品として完全なるものなく該商人は可成りの損害を被りしことにて其の後取引中絶せる状況となり本邦竹製品の眞價を知らしむる機會なかりしが本館開設に當り幸ひ東京静岡愛媛大分新潟の諸地方より竹製花籠果物籠煙草入セット文庫紙屑籠玩具等の出品あり之等に付き當地需要状況を調査せし

に左の如し

一、花生籠は當地方にては曾てポートサイドに於て取扱はれたることあるも當市及アレキサンドリア等には未だ市場に現はれたることなく従つて可成りの注目を惹き好奇心を唆りたるも其の使用に慣れざるも價格相當に高きを以て當業者は取引の希望を有するも未だ纏りたる注文を發するに至らず且つ時恰も夏季に際し其の賣行を懸念せるものゝ如し本品の如き美術品に類するものは一時に多量の賣行を求むるは困難なるも引續き徐々に需要を喚起し得べしと信す今や當國は遊覽時期既に過ぎ漸く夏季熱暑の候に入り外國人の旅行者も少數となり且つ在カイロ市上流社會は殆ど歐洲方面に避暑旅行するを以て當分商談の見込立たるも此の間に於て之等出品物につき本年の熱暑を経過せしめて其の製品の變化なきや如何等を研究することとは當國の如き乾燥地に於ては最必要にして其の結果を見て新製品を市場に出せば来る可き秋季以降には相當の需要を得べしと考へらる

一、買物籠、盛物籠も亦前同様珍奇品として當地

素人筋の好奇心を喚起し又當業者に於ても取引を希望し既に見本的に一種數打宛の註文に接したり一、静岡産の細手菓子器(盆付)は可成りの好評を博し之又多量にはあらざるも相當の取引成立せり一、紙屑籠、書類入、文庫等は當地に於て賣行よき杞柳製品籐製品に比し價格不廉なるも其の形前記杞柳製品等に比し餘りに單簡なる爲か未だ觀客の注意を惹くに至らず

以上述べたる如く竹製品類は當地には未だ専門取扱店と稱するものなく大なる菓子店、美術品店、食器商又は文房具店等に於て副業的に取扱ふ状況にあり而して本品の當方面への輸出に當りては充分乾燥したる材料を用ふると同時に花生籠の筒には破れを防ぐ爲針金を美術的に二三段捲く等の注意を要すべく(本品には寧ろ金屬製の筒を適用する方可ならん)殊に虫喰ひを防ぐ爲には適當の方法を講ずるの要あり豫め材料に蒸氣殺菌を施し且つ其の包装上に注意しナフタリン等の如き防腐殺菌剤の挿入は有効なるべきか之等は何れも當地方にては新奇品とし多大の興味を與へるものなれば

宣傳の如何と價格の今少しく低廉なるに於ては將來持續し得べき商品なりと思惟せらる

一、次に鹿兒島漆塗竹盆(丸形五寸、長方形七寸内外のもの)は最注目を惹き素人客の需要欲求は勿論商人側より取引希望あり確に有望商品と認めらるゝも本館に陳列するや間もなく當地氣候乾燥の度甚たしき爲殆ど全部竹の輪の部分割破を來し使用出來難きものとなりたるは遺憾なり蓋し此の輪の部分に針金を以て美術的加工を加ふれば破裂を免かるゝならん故に生産地に於て更に工夫の上改善せられ本品の當方面に對する取引發展を期せられんことを切望す因に當地に於ける本品取引希望者の一人は見本として數個の現物取引取後間もなく破裂を來して用をなさざるに至りしにも拘らず將來割れざる様に加工出來れば更に注文すべしと明言せるに徴しても本品の當方面に於て有望品たるを認め得べし之等竹の破裂を防ぐ工夫は獨り當地向としてのみならず南洋南米等の如き熱帶地方に輸出するには最必要なる條件と思考せらる

一、大分縣産竹製人形も亦珍しきものとして相當

の賣行あるものゝ如く埃及に於ける好季節（毎年十一月より翌年三月迄）に至らは遊覽客よりの需要も可なりあらんと思はる

一、竹製パイプ静岡縣地方産の竹製パイプは見本なきを以て調査し得たりしも長野縣農民美術製作品の竹製パイプの見本によりて當地に於ける同品の嗜好を研究せし處確に婦人間に歡迎せらるゝ如く觀測せらる最近婦人にして喫煙するもの漸時増加するの傾向より見て本品の如き清酒單純なるものは其の嗜好に適するものと考へらる而して紙巻煙草のサイズと形狀は世界各國其の國情に依りて異なるを以て本品の輸出向製造に就ては充分の調査を要すへきも當埃及煙草は九形（日本の巻煙草より稍太し）よりも扁平形多き（横斷面長十ミリメートル中央六ミリメートル内外）を以て埃及向パイプの煙草挿入口は本邦巻煙草用に比して少しく大きくし稍扁平形のものを作製することを要す

要するに何商品に依らず當地方の需要喚起は獨り當國人への宣傳なるのみならず當地は諸外國人の

集合地なると世界各地よりの漫遊客の來集するもの多きを以て遠く兩アメリカ歐洲バルカン地方への販路擴張の根源地となるべきに依り當館は量の多少を論せず煩瑣を厭はすして専ら宣傳に努めつゝあれは出品者に於ても一層の注意を拂はれんことを希望す

◎ 温泉の效能（その二）

官報雜報欄の記事轉載

温泉の效能の因子は様々である

その效能は古い時代から認められて、人々は自然に温泉浴を喜ぶやうになつた。そして温泉の效能は不可思議のものと認められ、そこに色々の憶説が起つた。西洋では、温泉の泉水には靈魂があつて、これが働くものと久しく信ぜられてゐた。わが國でも同様に神や佛の靈驗談が傳へられてゐるかやうに温泉に神や佛の働きを結びつけた一面には、温泉の效能が多大でその解釋が容易でないことを窺ふことが出来る

十八世紀に科學知識がおこつてから、温泉に關する知見も一段と進歩し、それより漸次泉質の分析も進み、地質學も開け醫學も進んで各泉質の人体に及ぼす影響及びその治療作用が著しく明かになつた。しかし泉水の化學分析だけでは、なほ未だ温泉の生理的作用を十分に説明することの出来ない点が多い。何れの温泉でもそれに應じた治療效能はあるが、それは到底化學分析だけでは説明がつかない。それは分析上では微量であつて、到底藥治の效を認めがたいが、温泉水では治療の效能が現われるのである

近時の研究では、泉水は人体内に入りて、体内の無機物質に働くことを明にした、この研究は古來の温泉治療を學術的に判斷し、幾多の疑問を解決するのに一筋の光明を投じたものであるが、泉水と同じ水を作つて實驗をしても、それでは満足の結果があらない。自然の泉水ではでき、人工の泉水では出来ない、この兩者の區別ある所に、自然の力が潜んで働くことを深く驚嘆して止まないものである。温泉の學術的研究は難事で、幾多の

問題の解決はなほ遠いのである。同じ化學分析の性質でありながら、治療效能の差別ある場合が多い。かやうに、温泉の效能の醫學的説明は不十分で、恰も暗中に物をさぐる様に不徹底を免れないが、しかし、醫學の研究が益々進むに従つて、生物學の方面から進んで解決を下す事になる。而してこの方面からの研究は幾多の知識を與へて呉れたが、それは余りに専門的に傾くから、單に必要な一端を略説しておく。温泉の泉水が含有する化學成分は極めて微量である。例へば鐵の如きは飲用療法にて、一廻りの治療間に体内に攝收する量は、僅に〇、〇二乃至〇、〇三に過ぎない。これを醫師の投藥分量に比すれば、到底問題にならないが、含鐵温泉の貧血に効のあることは万人の知る所である。その他單純温泉は疼痛を軽くし、神經亢奮を沈靜する效能のあることは、到底淡水浴の比較に及ばない所である

温泉の生物學的作用

こゝで、温泉の泉水には化學的作用ある以前に、いろいろの生物學的の働きがあるから、一二の点

をあげると、滲濾性に富むとか、電氣作用を帯びイオン化性を保つなどの特別な化学物理現象を体内に起すからである。また最近に知られたエマナチオンを含有することが、温泉の効能の現れる重大な關係をなすものであるから、それ等の事柄が化学成分の微量にかゝわらず、効能の著大なる理由とされている。

温泉の効能は一時のものでなく、治療（飲用または入湯）する間に、漸次その作用が体内に蓄積しておもむろに効能を現はす、これを持続効能と呼ぶ。この爲めに一局部の病竈が治るばかりでなく、全身にも作用が働いて良くするから、一層の効能が大きいのである。

温泉療法の二方法

泉水を飲む飲用療法と、湯槽に入る湯治法とある。またこれに附隨して種々の理學的療法を施す場合が多い。飲用療法はわが國には十分に發達していないが、効能の多い療法であるから、入浴と共に兼用しなければならぬ。泉水を飲むのは單純な井水を飲むのとは異なり温泉の泉水は胃及

び腸粘膜その他排泄を司る臓器の粘膜に働いて分泌を促すまた一部は血液に吸収されて、血液と共に体内を循環し、遠方の組織内に運ばれて機能を旺盛にし、組織の健全を保つことになる。而して温泉水の含有する化学成分はたとへ微量でも、組織に對して有効に働く所以は、前に述べた通り、複雑な生物學的的作用があるからである。殊にイオン化学作用の強く働くことが温泉水の清水よりも効が多い譯である。

温泉水の効能の現はれ方は強大であるが、その固形成分を採つた湯の花には、これ程の効能の乏しいことに注意しなければならない。即ち温泉水の含有物が消散し、また含有しても温泉水の場合と狀況が變る爲めに、到底満足の効をどれなくなる。更に面白い事實は、温泉水の湧出口と、下流のところでは、同一の温泉水でありながら、生物學的的作用に差別のあるのに驚く。例へば湧出口の水には觸媒作用があるのに、下流の水には既にこの作用を失つてゐる。またエマナチン量の含有にも兩箇所が多寡の相違がある。尙温泉湧出後には、

泉水がいろいろ生物學的的作用を現はす活動性に富んでゐるが、時間が経つた汲み置ききの温泉水にはその間に温泉水の含んでゐるエネルギーが逃げて活動性を失ひ靜的のものとなるから、湧出口より温泉水を導く場合などは、あまり長距離に導くことは、大に注意しなければならない。

●萩附近天氣豫知法の例言

一、降雨の兆候

日の下東風は雨に近し
日の入り日の出に火の粉が懸れば雨近し
見島が近く見ゆれば雨となる
朝虹に簑を着よ
月に雨傘日に笠なし
夜上り雨と向津具行ききの乞食は三日の内に歸る
梅雨期の夕焼堰を落せ
日の出赤きは雨となる
朝晴れは當てにならぬ
春大に寒く夏蒸し暑く秋俄に涼しく冬暖かなる

は雨と知るべし

群鴉時を急ぐは雨

蛙の木に攀りて鳴くは雨

蟲低く飛ぶは雨

蚯蚓の地上に出ずれば雨近し

二、風の兆候

南の星の輝くときは東風となる

三、晴天となる可き兆候

夕虹傘を乾せ

六ツ時雨に傘持つな

秋の夕焼鎌をどげ

朝曇り夕日和のもと

降雨中草乾けば晴近し

朝霧晴れ

夕刻早く露置けば翌日晴

鶏の高處に登りて朝を告ぐるれば晴

四、高浪襲來の兆候

二、八月の大降雨後は高浪と知るべし

梅雨期中の大出水は高浪となる

五、其の他天候に關する兆候

雨蛙鳴くときは天候變る
深夜の無風快晴は結霜の兆

◎女手で稼ぎ上げる副業 年産額七萬餘圓

山口縣熊毛郡光井村は山陽線虹ヶ濱驛より里餘の海岸に偏した面積一方里戸數六百戸を有する村であつて副業の主なるものは酒造杜氏養蠶及塩吹製造等で冬季になると男といふ男は殆ど全部が中國九州朝鮮各地に出稼ぎして毎年平均六萬圓位の季節収入をかゝさない、そこで他國で働いてゐる夫の留守又は息子の留守に妻や母が遊んでゐるのは勿体ないと考へつたのが塩吹の製造である現在では生産數量二十一萬枚餘價格二萬圓を超過する大金儲をして居る次は養蠶でこれも桑は自給自足であつて殆ど女手によつて約五萬圓位の金が毎年この村にこがり込んで来る、要するに一ヶ村に於ける産業の發達は村全体の經濟狀態を優良ならしめるものである光井村信用組合の貯金の如き大

正三年頃は僅かに一萬九千三百餘圓であつたものが今や五百廿五名の組合員で貯金額三十二萬餘圓を算するに至つてゐる、だから光井村だけには不景氣といふものがなく他村の疲弊の聲をよそにいよく温かい平和の風に惠まれて行きつゝあるといふ

◎感謝

一金參拾圓也 萩町慈惠基金の内へ
一金壹百貳拾圓也 萩町大字江向 篠原利七氏より
一金壹千圓也 越ヶ濱代表者 井町松三郎氏より
萩町大字濱崎町 石川利吉氏より
右寄附申出に付八月二十五日町會の議決を經受理することに決定せり
一、奉安殿 壹個(此價格六百元)萩町立木間尋常高等小學校へ

萩町大字木間 長屋權治郎氏より

右寄附申出に付八月二日町會の議決を經受理することに決定せり

山田青年訓練所玉江浦特別班へ上利久一氏より金五圓其他より金拾圓の寄附ありたり

◎萩町日誌 (八月中)

- 一日 郷社住吉神社例祭に付林町長は河内山書記補を從へ參向
- 二日 午前九時半より改選後の初町會開催午前十時五十分閉會後出席議員三十名春日神社に於ける當選議員の奉告祭に參列
- 三日 本日より向ふ三日間に互り明倫小學校々庭にて當町在郷軍人の陸軍簡閱点呼執行
- 四日 午前九時より當町衙樓上に於て島谷汽船寄港に付協議會を開く
- 五日 午前九時半より繼續町會開催出席議員三十名午後三時散會
- 五日 町會議員三十名終日當衙に於て特別稅戸數

割賦課額の審査を爲す

- 六日 午前九時半より繼續町會開催午後〇時閉會
- 七日 本日より十日間に亘り椿西小學校に於て本縣山林會江山技手を講師とし町設杉磨丸太製造講習會開催
- 八日 白水小學校に於て山田三見在郷軍人の陸軍簡閱点呼執行
- 午後二時より明倫講堂に於て郡教育會總會開催
- 十四日 午後七時三十分萩公會堂に於て防長學生聯盟講演並映畫會開催聴衆五百人
- 十六日 午前九時より萩公會堂にて電話増設抽籤執行
- 二十一日 本日より三十日迄萩公會堂に於て船舶職員試驗を施行
- 二十二日 北村國際通運株式會社下關支店長並吉村朝鮮郵船株式會社社員寄港打合の爲來場
- 三宅日本漁網船具株式會社社員編輯者勸誘の爲來場
- 二十五日 午前九時より町會開催午後〇時四十分

